

第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画



令和6年3月

坂祝町

目次

第1章 計画策定の基本方針	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 他計画との関連性	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 第9期計画策定における国の考え方について	5
第2章 坂祝町の高齢者の現状と課題	7
1 町全体の現状	8
2 アンケート調査結果でみる坂祝町	19
3 ワーキンググループからの意見	23
4 指標の達成状況	24
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本理念	28
2 日常生活圏域の設定	29
3 計画の基本的な視点	30
4 計画の施策体系	32
5 計画の基本目標	33
第4章 分野別施策	35
基本目標1 健康づくり・介護予防	36
基本目標2 生きがいづくり	39
基本目標3 在宅介護支援	42
基本目標4 地域生活支援	46
基本目標5 認知症予防・支援の充実	51
基本目標6 実施体制の確立	54
第5章 介護サービスの量の見込み・保険料	59
1 介護保険サービス量の見込み	60
2 保険料の算定	67
第6章 計画の推進体制	71
1 PDCAサイクルの推進	72

資料編	73
1 策定経過	74
2 第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会設置要綱	75
3 第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定委員名簿	76
4 第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画ワーキンググループ会議名簿 ..	77

第1章 計画策定の基本方針

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12（2000）年に介護保険制度が創設されてから 20 年以上が経過し、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着しました。令和 7（2025）年には、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上を迎えることとなり、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口は令和 42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを超える地域もあるなど、人口構成の変化や医療・介護ニーズ等の動向が地域ごとに異なります。国では、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を検討することが重要であるとしています。

こうした状況を踏まえ、坂祝町（以下、本町）ではこれまで進めてきた地域包括ケアシステムの強化や地域共生社会の実現に取り組みながら制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づく「第 9 期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、本計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

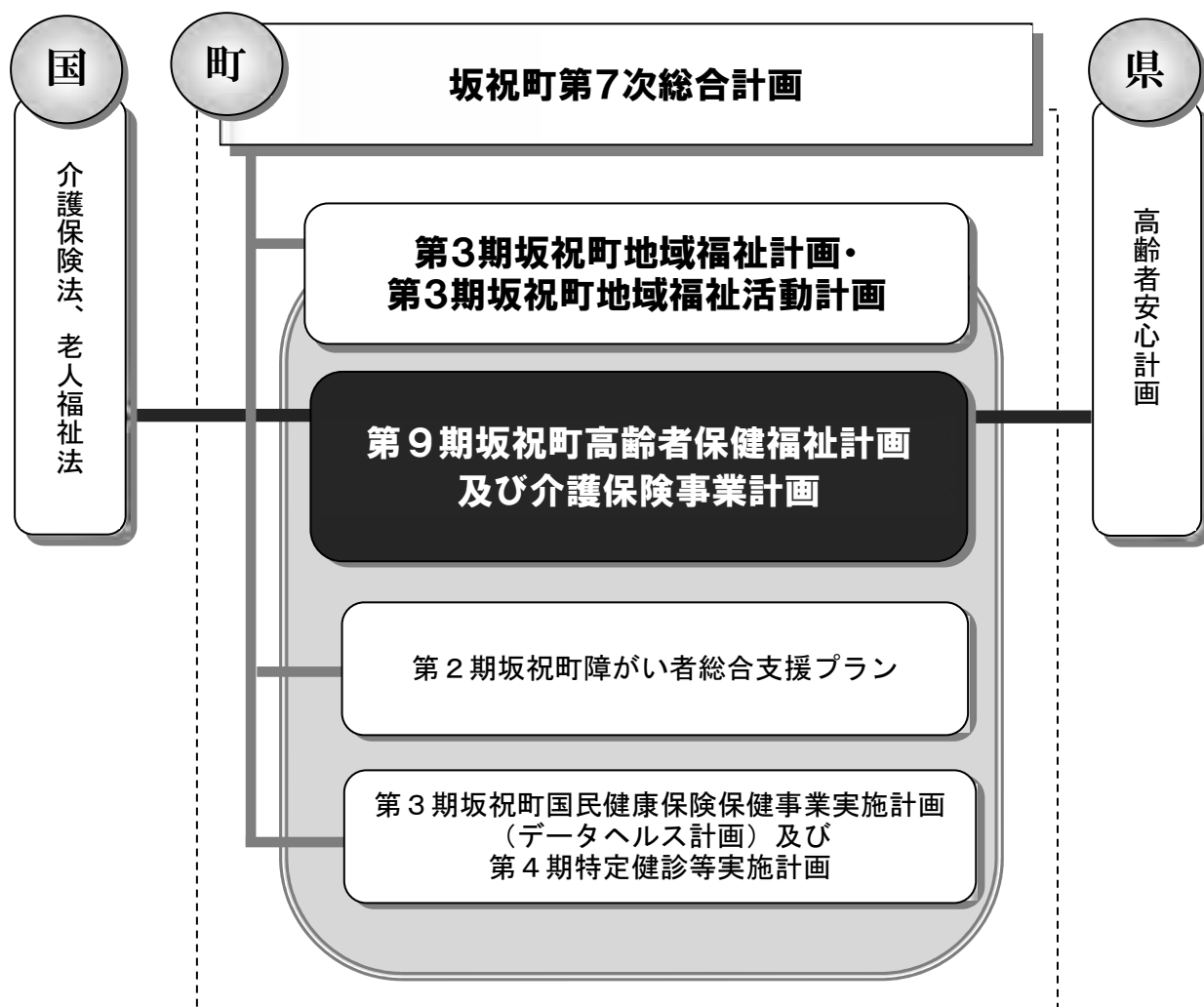
本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業計画」のそれぞれの事業の円滑な運営のため、一体となって策定します。

老人福祉法 第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3 他計画との関連性

本計画は、本町の最上位計画である「坂祝町第7次総合計画」や「第3期坂祝町地域福祉計画・第3期坂祝町地域福祉活動計画」等の関連計画、岐阜県の「高齢者安心計画」との整合性を図り、策定します。

■計画の関連イメージ



4 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。また、中長期視点として、本町において介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代が急減すると見込まれる令和22（2040）年の姿も視野に入れて計画を策定します。

令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度		令和 22年度
第8期計画										
			第9期坂祝町 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画							
						次期計画				

5 計画の策定体制

（1）策定委員会

本計画の策定にあたっては、医療・介護に関係する機関、団体の代表及び学識経験者などで構成する「坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画についての意見交換及び必要な事項の検討・審議を行いました。

（2）ワーキンググループでの検討

本計画の策定にあたっては、介護サービス事業所、社会福祉協議会、福祉課の実務担当者からなる「ワーキンググループ」を設置し、計画案をはじめ、必要な事項の検討を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

町民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に町民の意見を反映させることを目的としてパブリックコメントを実施しました。

6 第9期計画策定における国の考え方について

本計画は国から示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ◆中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ◆医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ◆サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ◆居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ◆居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ◆居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

- ◆総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ◆地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ◆認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ◆地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ◆重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ◆認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ◆高齢者虐待防止の一層の推進
- ◆介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ◆地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ◆介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ◆地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ◆保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ◆給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- ◆ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ◆ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ◆外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ◆介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ◆介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ◆文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ◆財務状況等の見える化
- ◆介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第2章 坂祝町の高齢者の現状と課題

1 町全体の現状

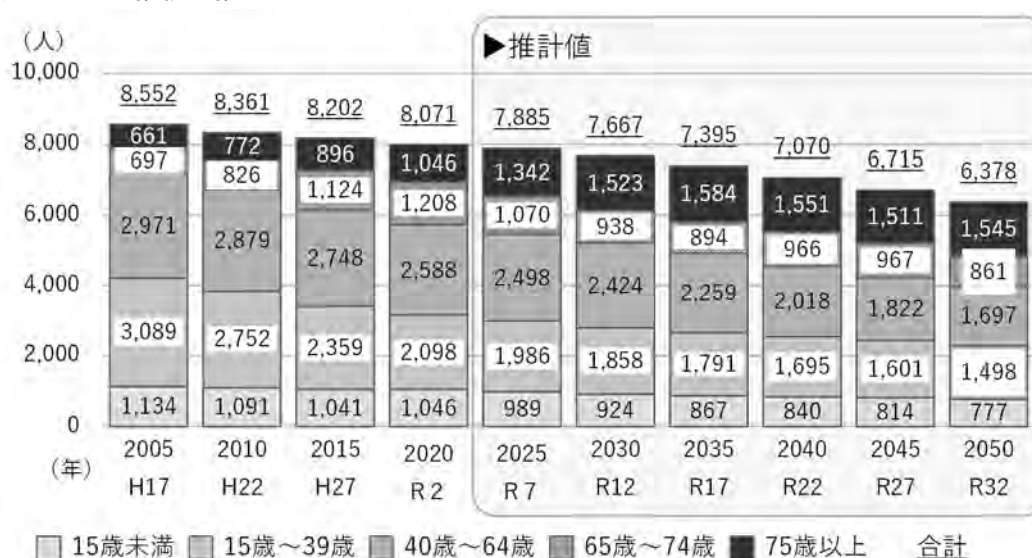
(1) 高齢者の状況

本町の総人口は令和2（2020）年国勢調査で8,071人となり、平成27（2015）年から131人の減少となりました。内訳でみると、生産年齢人口が減少した一方で、高齢者人口は増加しています。

同推計では一貫して総人口が減少すると見込まれており、令和32（2050）年の総人口は6,378人と見込まれています。

また、高齢化率は令和7（2025）年以降で全国より高く、岐阜県より低く推移しています。

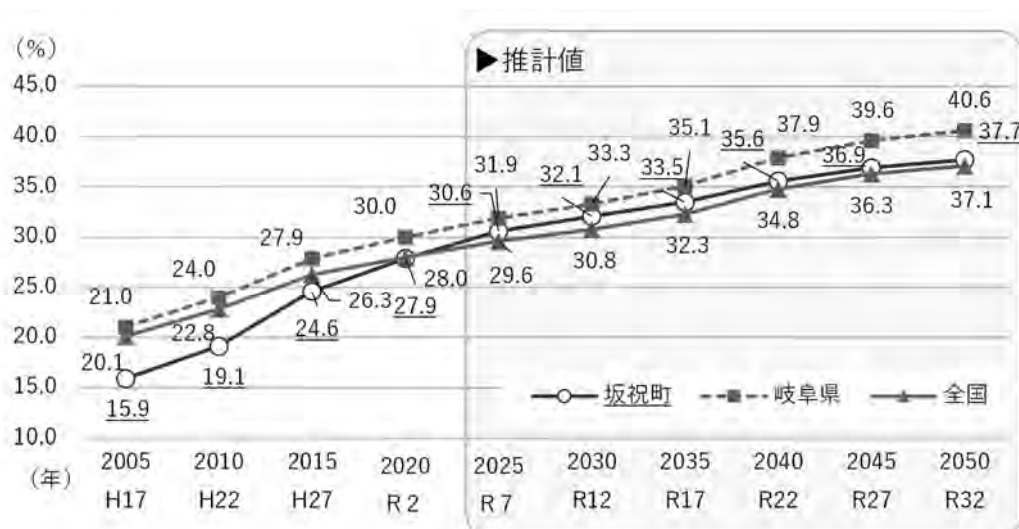
■年齢区分別人口の推移・推計



資料：2005年～2020年、総務省「国勢調査」（合計には年齢不詳人口を含む）

資料：2025年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

■高齢化率の推移・推計（国・県比較）

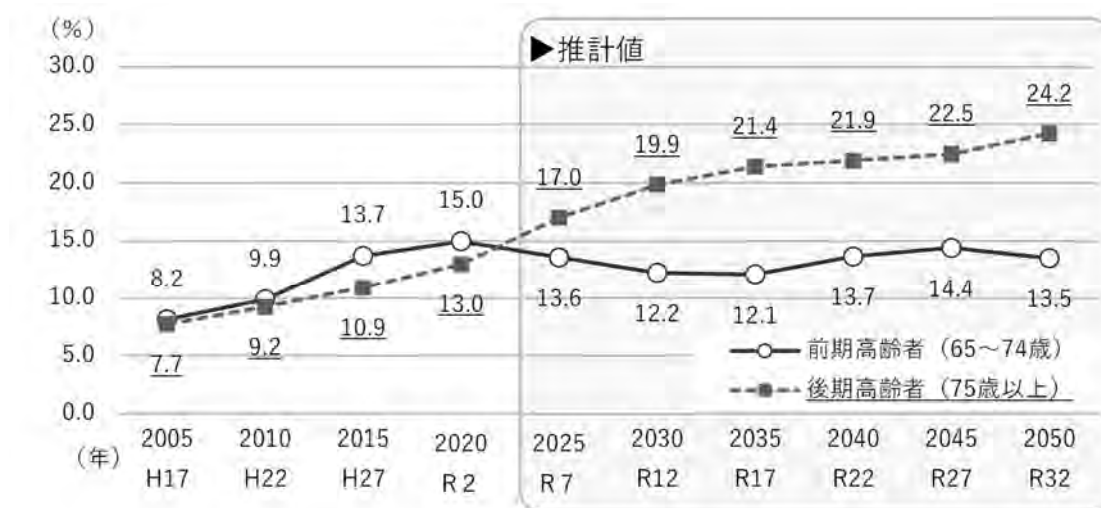


資料：2005年～2020年、総務省「国勢調査」

資料：2025年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

高齢者人口に着目してみると、令和 7（2025）年に 75 歳以上の後期高齢者割合が 65～74 歳の前期高齢者割合を上回る見込みです。後期高齢者人口割合の伸びは、平成 17（2005）年から令和 17（2035）年までの 30 年間で大きくなっていますが、令和 17（2035）年以降はやや増加率が鈍化すると予測されています。

■総人口に占める前期高齢者・後期高齢者の割合の推移・推計

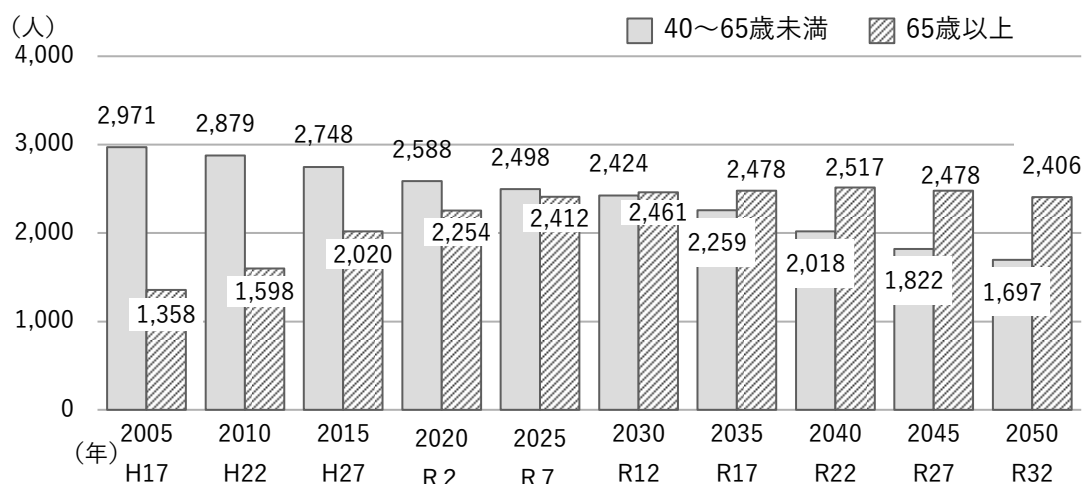


資料：2005 年～2020 年、総務省「国勢調査」

資料：2025 年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

第 2 号被保険者である 40 歳～65 歳未満の人口は継続して減少していますが、65 歳以上人口は継続して増加するため、令和 12（2030）年に逆転する見込みです。

■坂祝町の第 2 号被保険者人口と高齢者人口の見通し

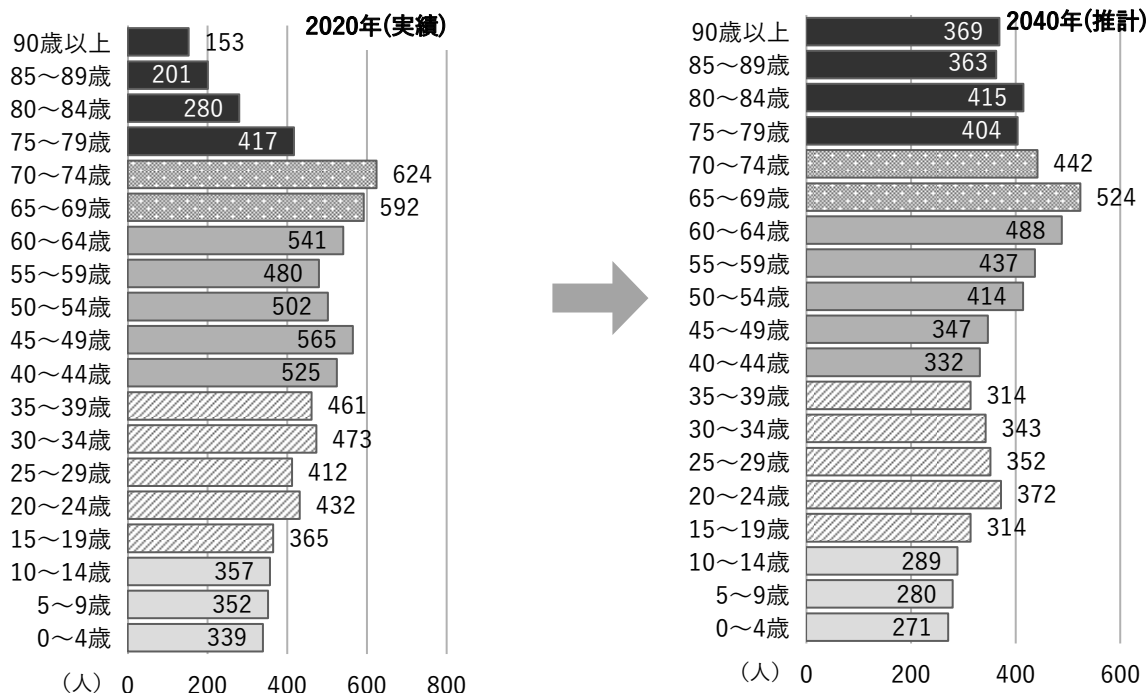


資料：2005 年～2020 年、総務省「国勢調査」

資料：2025 年以降、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」

本計画の長期的な目標年度である令和 22（2040）年の人口ピラミッドは、高齢層の比重が高い形状になることが予測されています。

■坂祝町の人口ピラミッド

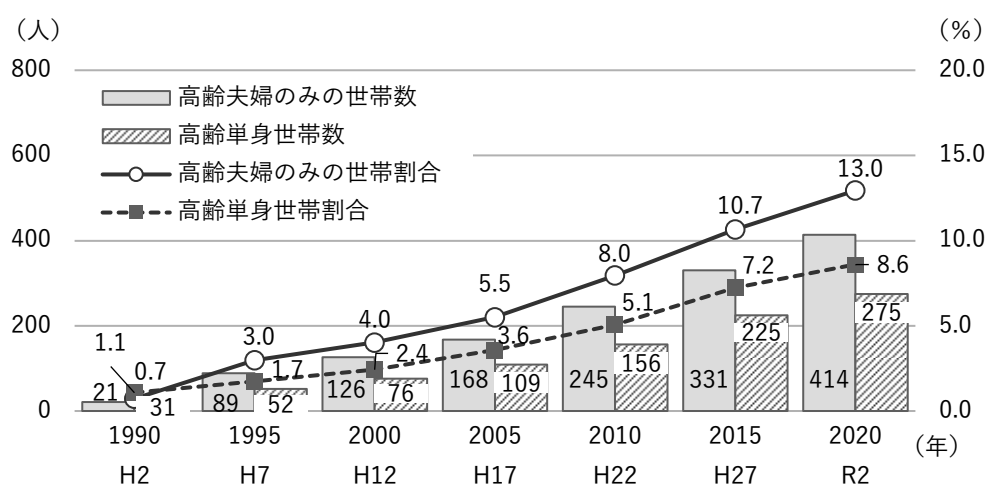


資料：2020 年、総務省「国勢調査」（不詳補完結果）

資料：2040 年、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

65 歳以上の高齢者のいる世帯の状況を国勢調査でみると、令和 2（2020）年時点で高齢夫婦のみの世帯が 414 世帯、高齢単身世帯が 275 世帯となっています。

■高齢者世帯数の推移



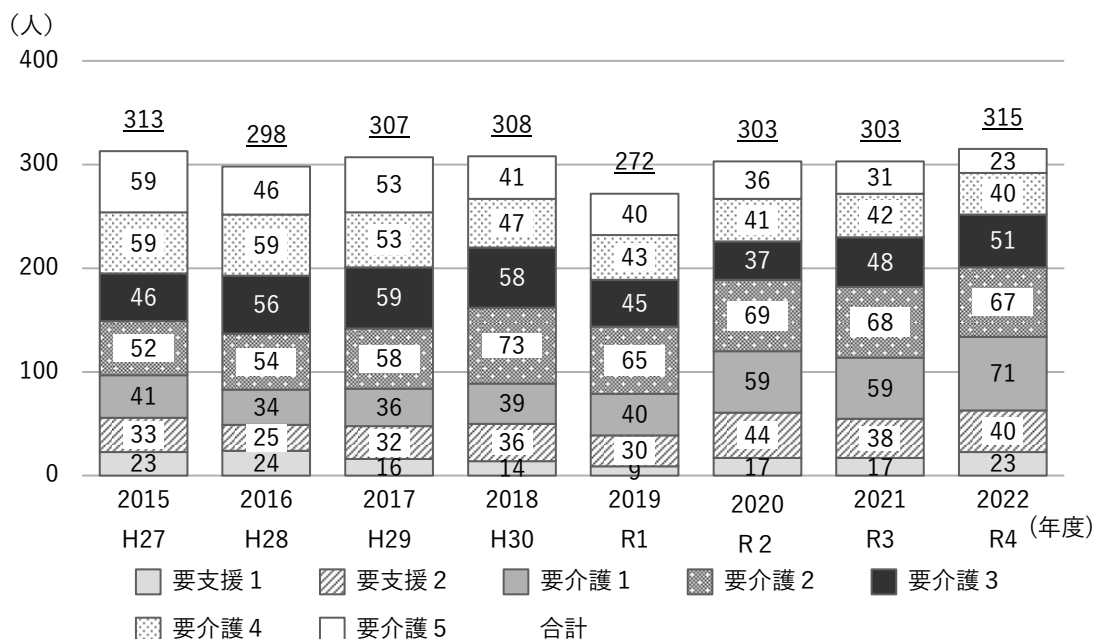
資料：国勢調査

(2) 認定者等の状況

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数をみると、令和4（2022）年度末時点で315人となっており、平成27（2015）年度からほぼ横ばいの状態で推移しています。

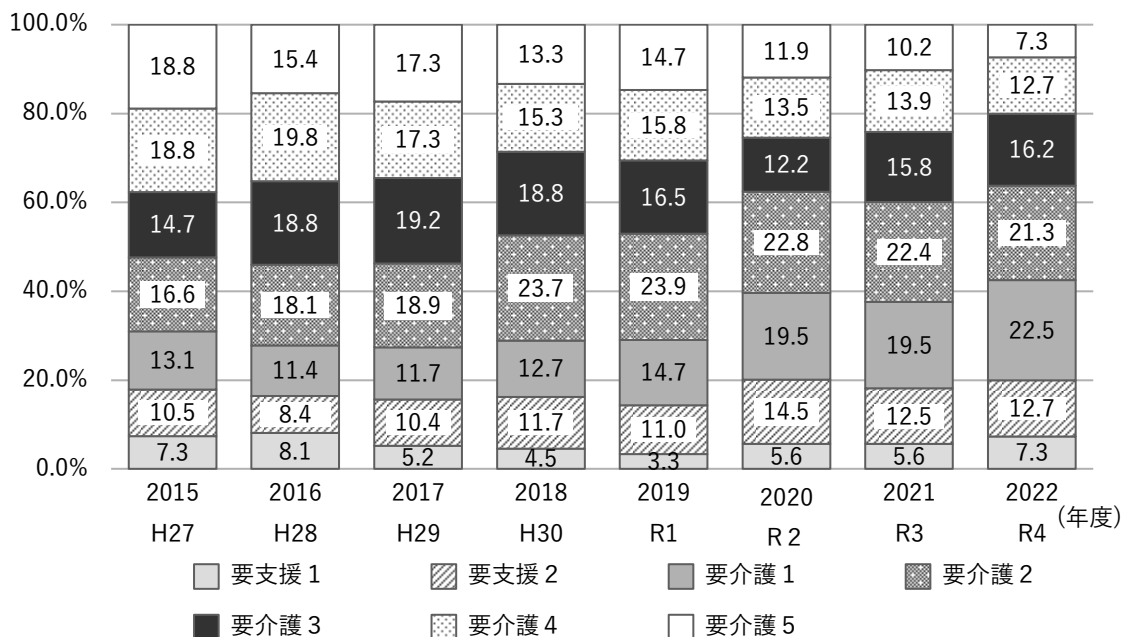
また、要支援・要介護認定者の割合をみると、平成27（2015）年度以降、要介護4の割合は低くなっています。一方で、要支援1・2と要介護1のいわゆる軽度者の割合は、平成27（2015）年度の30.9%から令和4（2022）年度には42.5%と高くなっています。

■坂祝町の要支援・要介護認定者数の推移



資料：〔～令和3年度〕介護保険事業状況報告（年報）、〔令和4年度〕介護保険事業状況報告（3月月報）
※各年3月末現在

■坂祝町の要支援・要介護認定者割合の推移

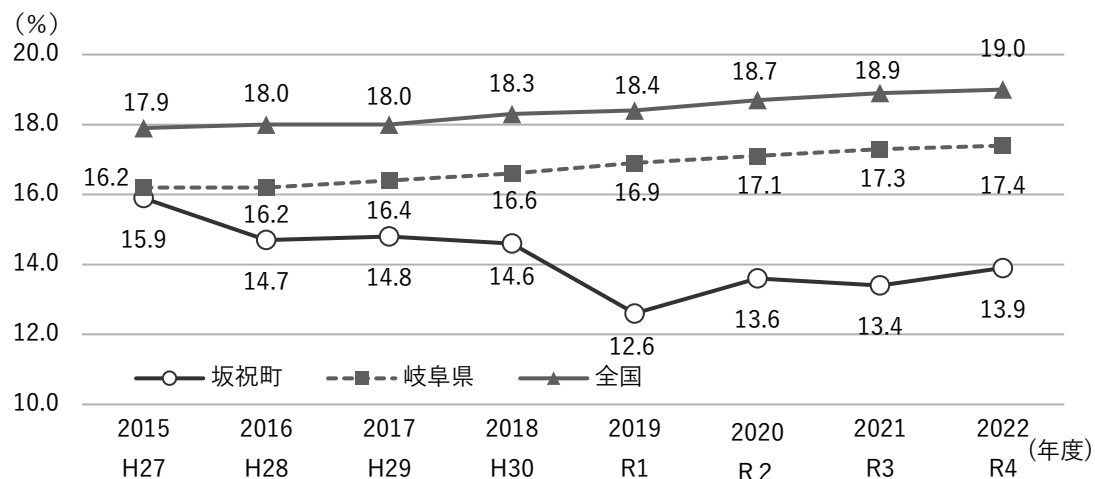


資料：〔～令和3年度〕介護保険事業状況報告（年報）、〔令和4年度〕介護保険事業状況報告（3月月報）
※各年3月末現在

第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移をみると、平成27（2015）年度以降、やや低い傾向にあります。

国、岐阜県と比較すると、本町の認定率は低く推移しています。

■認定率の推移（国・県比較）



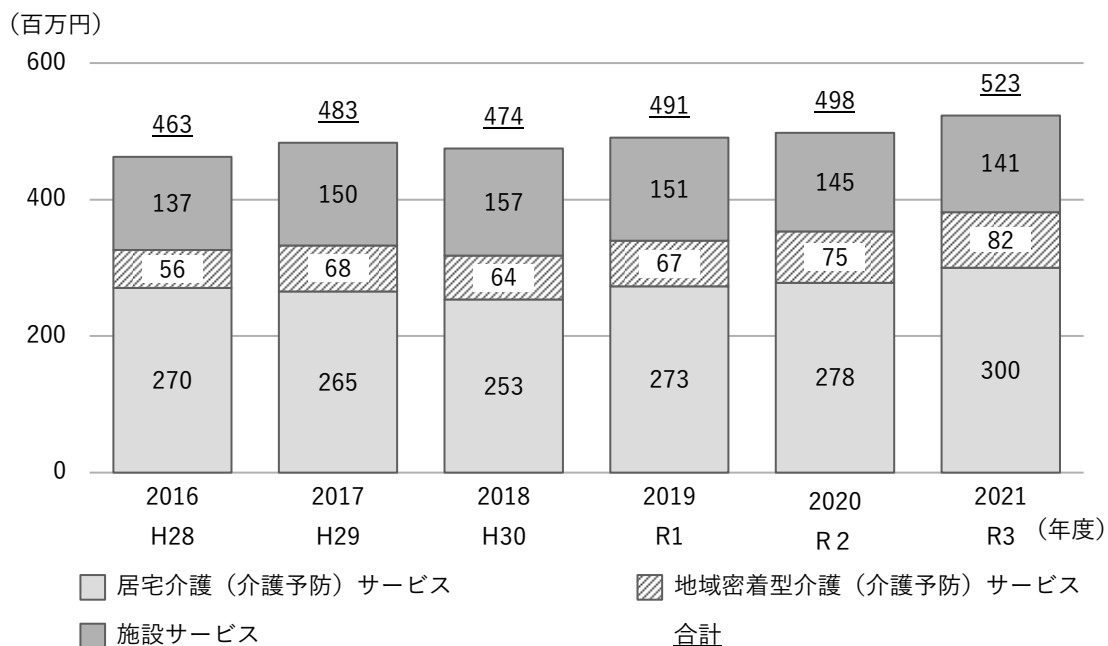
資料：介護保険事業状況報告（年報）

(3) 介護保険サービス等の利用状況

本町の介護保険（介護予防）サービスの給付費をみると、平成 28（2016）年度以降はほぼ横ばいの状態にあります。

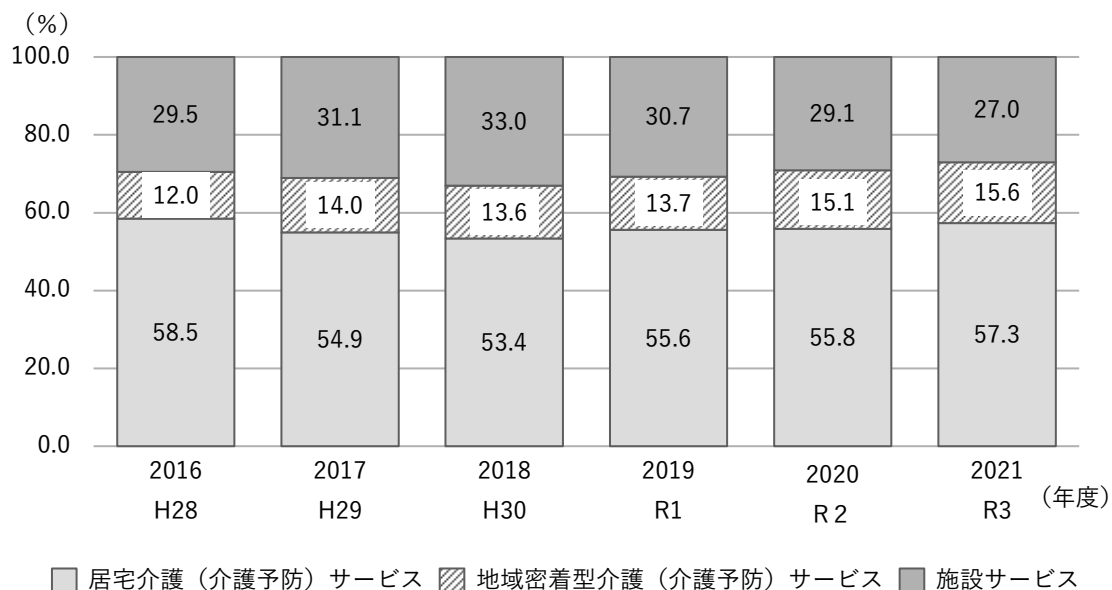
サービス種別の割合をみると、各サービス割合はほぼ横ばいの状態で推移しています。内訳としては、居宅介護（介護予防）サービスが給付費全体の5割以上を占めています。

■サービス種別給付費の推移



資料：[～R2 年度] 介護保険事業状況報告（年報）、[R3 年度] 福祉課資料

■サービス種別給付費割合の推移



資料：[～R2 年度] 介護保険事業状況報告（年報）、[R3 年度] 福祉課資料

介護保険サービスの年度実績値と第8期計画値との比較は、次のとおりです。

■介護給付費の年度実績と対計画比

サービス名		R3(2021)年度			R4(2022)年度		
		計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	訪問介護	43,503	46,716	107.4	42,921	43,560	101.5
	訪問入浴介護	2,630	5,627	214.0	3,341	7,866	235.4
	訪問看護	6,311	5,724	90.7	7,102	9,908	139.5
	訪問リハビリテーション	541	0	0.0	541	719	132.9
	居宅療養管理指導	7,040	8,545	121.4	6,838	8,709	127.4
	通所介護	84,018	79,364	94.5	83,583	82,270	98.4
	通所リハビリテーション	26,989	22,803	84.5	29,273	22,914	78.3
	短期入所生活介護	27,348	35,895	131.3	27,363	45,279	165.5
	短期入所療養介護	2,265	5,512	243.4	2,266	5,842	257.8
	福祉用具貸与	15,422	15,794	102.4	15,260	18,250	119.6
	特定福祉用具購入費	1,135	662	58.3	1,135	672	59.2
	住宅改修費	1,469	1,675	114.0	1,469	1,948	132.6
	特定施設入居者生活介護	47,631	30,651	64.4	47,657	31,604	66.3
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0.0	0	0	0.0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	認知症対応型通所介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	認知症対応型共同生活介護	63,326	62,657	98.9	63,361	58,848	92.9
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	地域密着型通所介護	15,616	19,011	121.7	14,682	22,155	150.9
施設サービス	介護老人福祉施設	105,370	94,707	89.9	105,428	97,896	92.9
	介護老人保健施設	55,084	46,721	84.8	55,115	50,063	90.8
	介護医療院	0	0	0.0	0	3,632	-
	介護療養型医療施設	0	0	0.0	0	0	0.0
居宅介護支援		26,845	28,242	105.2	28,111	31,522	112.1
合計		532,543	510,306	95.8	535,446	543,657	101.5

※対計画値が100.0%を超えている項目は白抜きで記載しています。

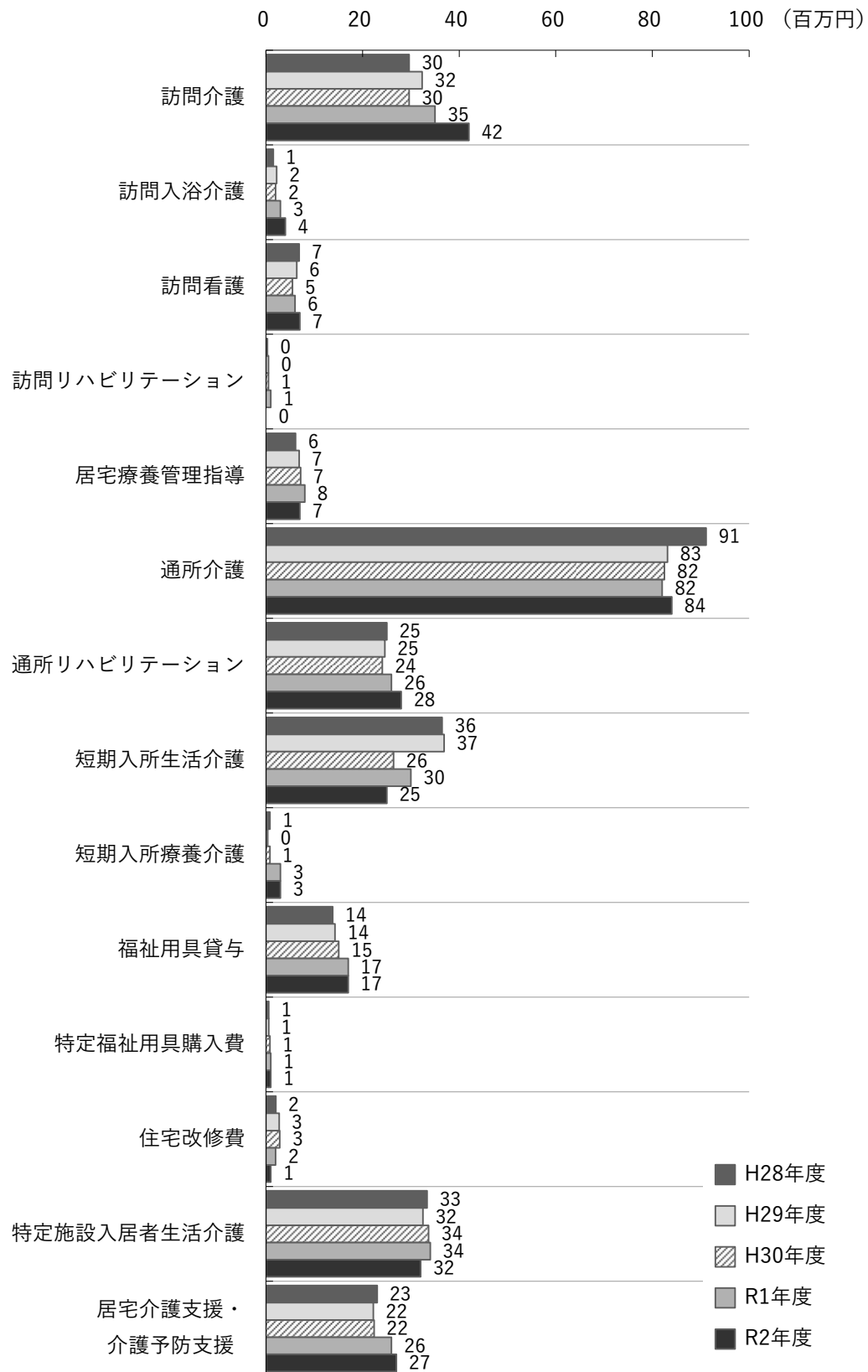
■ 予防給付費の年度実績と対計画比

サービス名		R3(2021)年度			R4(2022)年度		
		計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)	計画値 (千円)	実績値 (千円)	対計画比 (%)
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	介護予防訪問看護	2,486	844	34.0	2,487	268	10.8
	介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0.0	0	192	-
	介護予防居宅療養管理指導	122	243	199.2	122	165	135.2
	介護予防通所リハビリテーション	2,169	5,523	254.6	2,652	5,324	200.8
	介護予防短期入所生活介護	0	304	-	0	552	-
	介護予防短期入所療養介護	0	346	-	0	82	-
	介護予防福祉用具貸与	1,698	2,422	142.6	1,768	1,899	107.4
	特定介護予防福祉用具購入費	0	158	-	0	175	-
	介護予防住宅改修	662	240	36.3	662	1,263	190.8
	介護予防特定施設入居者生活介護	580	830	143.1	580	661	114.0
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0.0	0	1,058	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0.0	0	0	0.0
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0.0	0	0	0.0
介護予防支援		1,690	1,792	106.0	1,691	1,727	102.1
合計		9,407	12,702	135.0	9,962	13,366	134.2

※対計画値が100.0%を超えている項目は白抜きで記載しています。

居宅（介護予防）サービスの給付費は「通所介護」が多くなっています。経年でみると、「訪問介護」が増加しています。

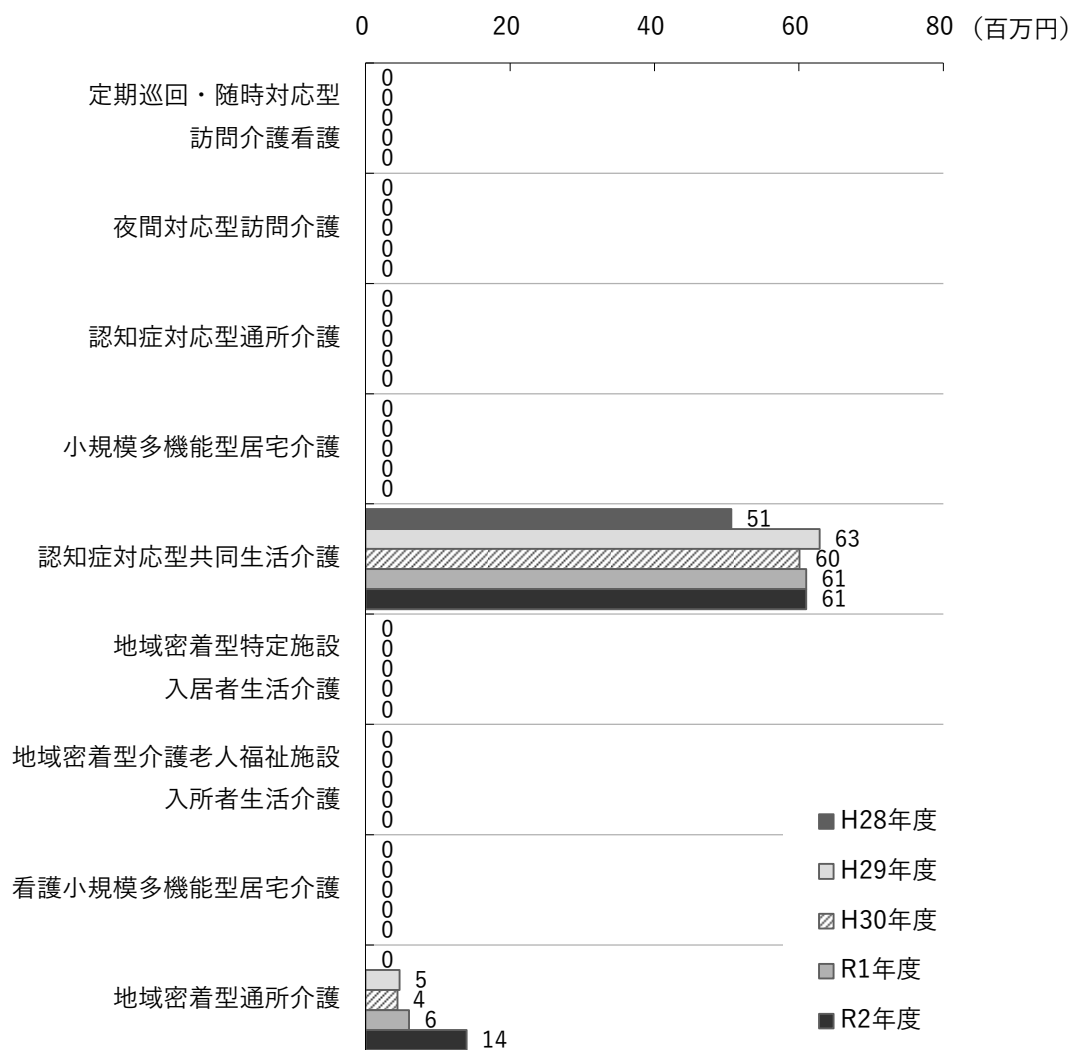
■居宅（介護予防）サービス給付費の推移



資料：[～R2 年度] 介護保険事業状況報告（年報）、[R3 年度～] 福祉課資料

地域密着型サービスの給付費は「認知症対応型共同生活介護」が最も高くなっています。経年で見ると、「地域密着型通所介護」が増加しています。

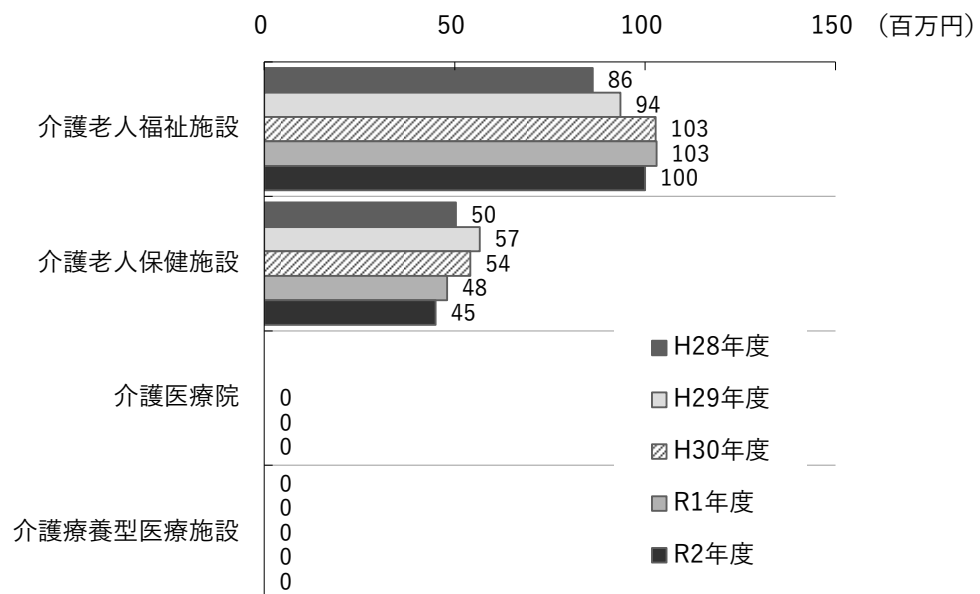
■地域密着型（介護予防）サービス給付費の推移



資料：〔～R2 年度〕介護保険事業状況報告（年報）、〔R3 年度～〕福祉課資料

施設サービスの給付費は、「介護老人福祉施設」が最も高くなっており、次いで「介護老人保健施設」が高くなっています。

■施設サービス給付費の推移



資料：[～R2 年度] 介護保険事業状況報告（年報）、[R3 年度～] 福祉課資料

2 アンケート調査結果でみる坂祝町

本計画の策定にあたり、介護認定を受けていない65歳以上の一般高齢者、居宅要介護認定者及び家族介護者の実態や介護サービス利用の意向等を把握し、本計画の基礎的な資料とするためアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の実施概要

- ・アンケート調査期間 : 令和5年1月10日～1月24日
- ・アンケート調査対象者 : 65歳以上の一般高齢者及び居宅要介護認定者
- ・アンケート調査方法 : 郵送配布・回収（一部web回答）

区分	一般高齢者	居宅要介護認定者
配布数(A)	1,955件	241件
回収数(B)	1,405件（うちweb30件）	134件（うちweb4件）
回収率(B/A)	71.9%	55.6%

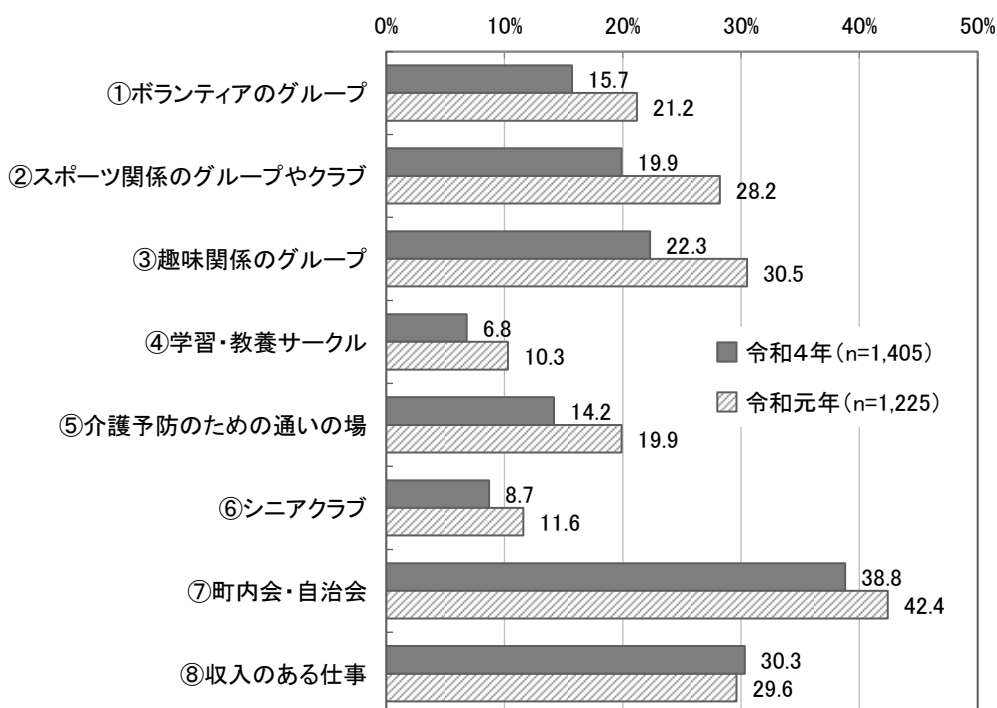
(2) アンケート調査の結果概要

①地域活動への参加状況について【活動に『参加している』割合】

地域活動への参加状況について、『参加している』が「⑦町内会・自治会」で38.8%と最も高く、次いで「⑧収入のある仕事」で30.3%となっています。

経年比較でみると、『参加している』が「②スポーツ関係のグループやクラブ」で8.3ポイント低くなっているほか、「③趣味関係のグループ」で8.2ポイント低くなっています。

■地域活動への参加状況

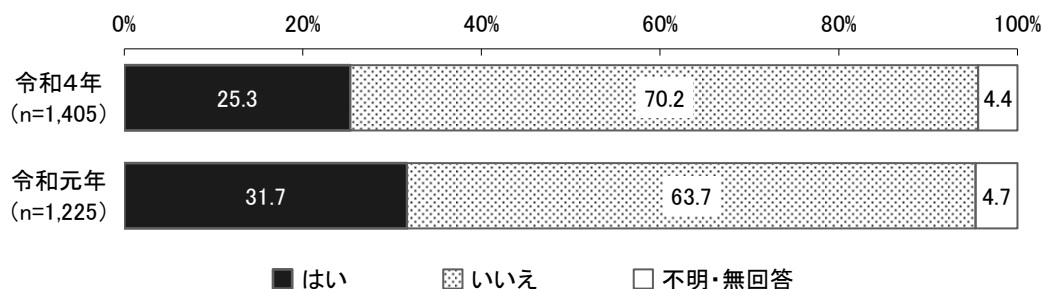


②認知症について

認知症に関する相談窓口の認知度について、「はい」が25.3%、「いいえ」が70.2%となっています。

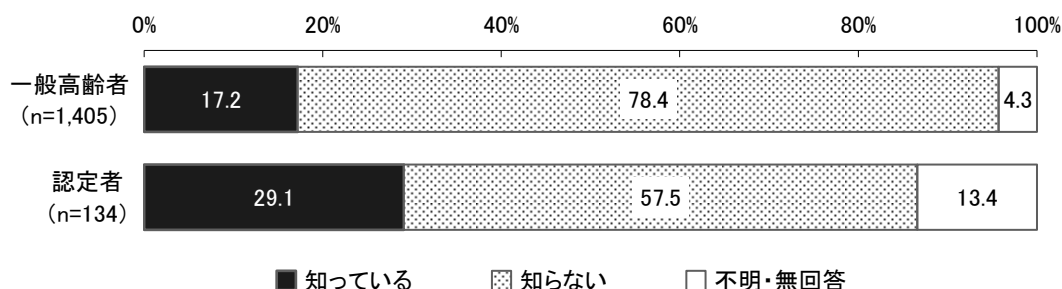
経年比較でみると、今回調査で「いいえ」が70.2%と、前回調査と比較して6.5ポイント高くなっています。

■認知症に関する相談窓口の認知度



認知症サポーター養成講座の認知度について、一般高齢者で「知っている」が17.2%、「知らない」が78.4%、認定者で「知っている」が29.1%、「知らない」が57.5%となっています。

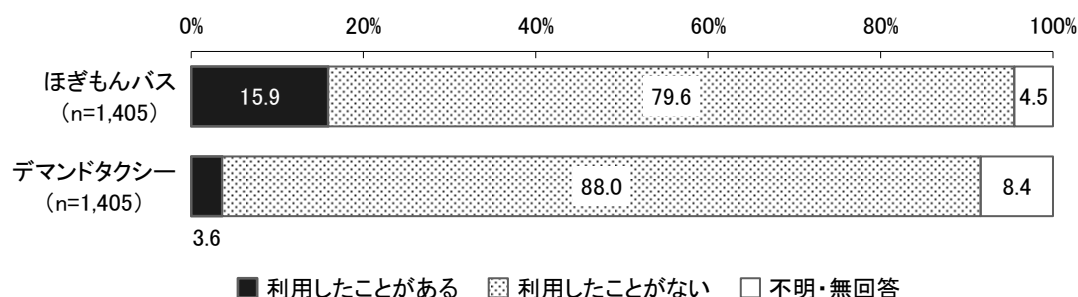
■認知症サポーター養成講座の認知度



③移動手段について

公共交通の利用状況について、ほぎもんバスで「利用したことがある」が15.9%、「利用したことがない」が79.6%、デマンドタクシーで「利用したことがある」が3.6%、「利用したことがない」が88.0%となっています。

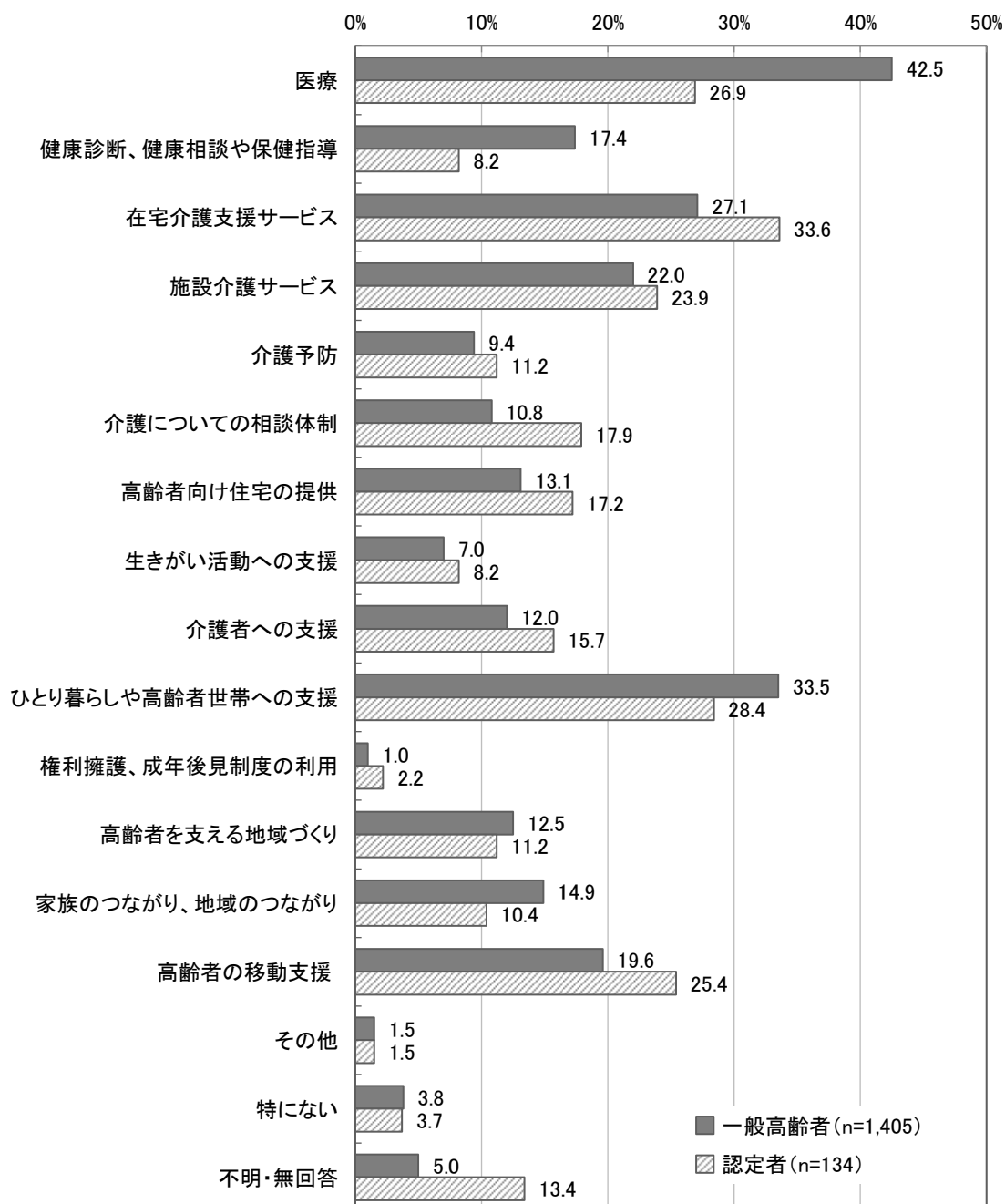
■公共交通の利用状況



④高齢者が暮らしやすくなるために必要なことについて

高齢者が暮らしやすくなるために必要なことについて、一般高齢者で「医療」が42.5%と最も高く、次いで「ひとり暮らしや高齢者世帯への支援」が33.5%となっています。一方で、認定者で「在宅介護支援サービス」が33.6%と最も高く、次いで「ひとり暮らしや高齢者世帯への支援」が28.4%となっています。

■高齢者が暮らしやすくなるために必要なことについて



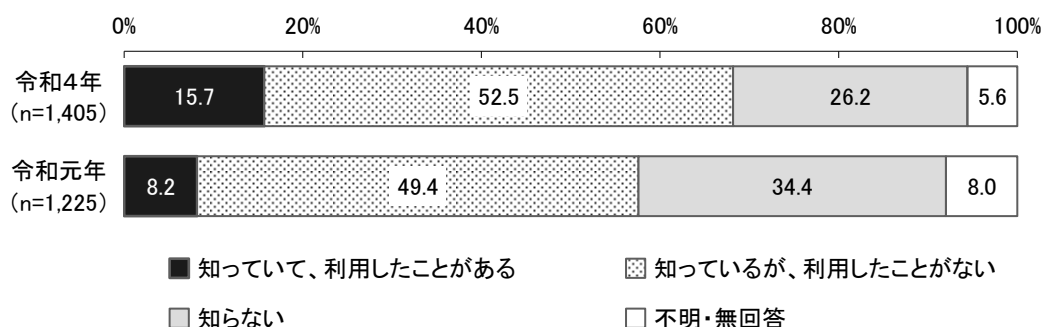
⑤相談先について

地域包括支援センターの認知度について、「知っていて、利用したことがある」が15.7%、「知っているが、利用したことがない」が52.5%、「知らない」が26.2%となっています。

経年比較でみると、『知っている（「知っていて、利用したことがある」と「知っているが、利用したことがない」の合算）』が68.2%と前回調査と比較して10.6ポイント高くなっています。

※前回調査の選択肢：「利用したことがある」「知っているが利用したことがない」「知らなかった」

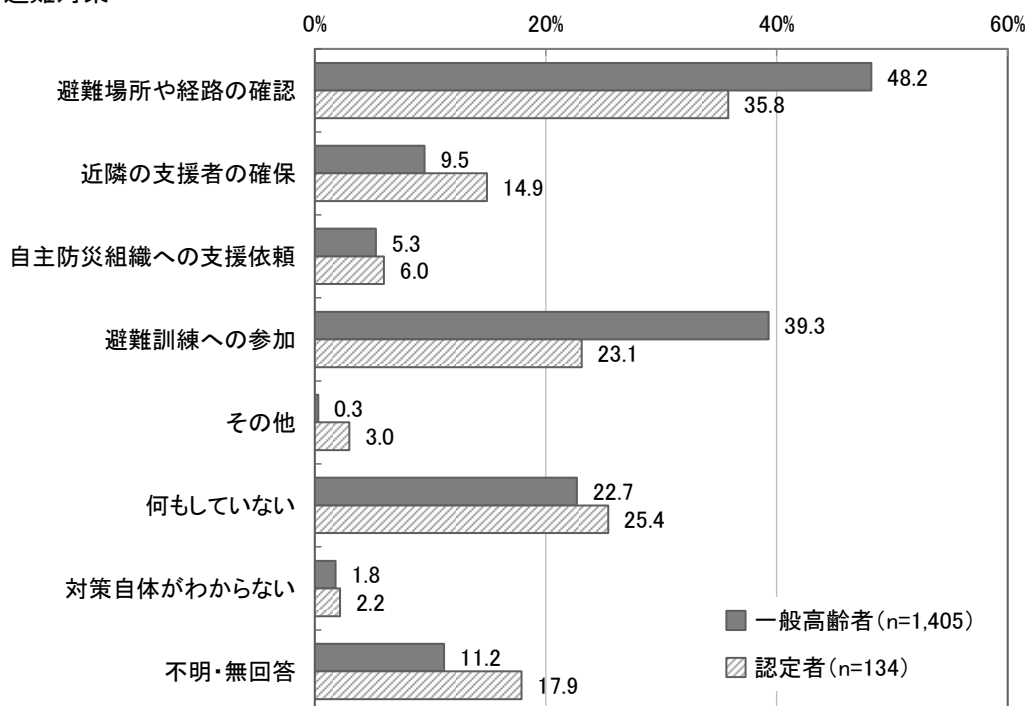
■地域包括支援センターの認知度



⑥災害時の避難対策について

災害時の避難対策について、一般高齢者で「避難場所や経路の確認」が48.2%と最も高く、次いで「避難訓練への参加」が39.3%となっています。認定者では、「避難場所や経路の確認」が35.8%と最も高く、次いで「何もしていない」が25.4%となっています。

■災害時の避難対策



3 ワーキンググループからの意見

介護サービス事業所、社会福祉協議会、福祉課の実務担当者からなるワーキンググループを設置し、計画案をはじめ、必要な事項の検討を行いました。

① 健康づくり・介護予防について
○ 健康づくりや介護予防の情報について、サロン等に参加している高齢者には情報が伝わる一方で、特に活動していない高齢者が十分な情報を得られない等、情報の格差が生じている。 ○ 趣味の多様化や就労等、生活環境の変化により、シニアクラブへの新規参加者数が減少している。 ○ 元気なうちから健康づくりや介護予防、地域のつながり等への意識してもらえるよう働きかけることが必要である。 ○ コロナ禍の影響により、サービス利用者や施設入所者の健康面での変化について、身体的な変化も多少あるが、コミュニケーション不足等による精神的な変化が大きくみられた。
② 地域生活支援(社会参加支援、相談支援、災害時支援)について
○ ボランティア参加者数が少ない中で、介護支援のボランティアポイント制度は管理費用の面から導入は難しいと思うが、ボランティア参加者を増やすために、有償ボランティアの導入等、ボランティア活動に何らかの付加価値が必要である。 ○ 免許を返納し移動手段がないため、サロンや教室に参加できない高齢者がいる。そのため、移動手段の支援が求められる。 ○ ほぎもんバスを利用する際にバス停までの距離が遠く、利用しづらいという意見や停留所が多く、目的地までの乗車時間が長いという意見があり、ほぎもんバスの見直しが必要である。 ○ 災害時においても、高齢者の避難所までの移動手段の確保に課題がある。
③ 複合的課題・介護人材確保について
○ 高齢者の子どもが働かずに家にひきこもっている事例がある。今は問題化していないが、働いていない方は多くいるので、今後問題化する可能性が高い。 ○ 虐待が発覚した場合の一時避難所の整備が必要である。現状、虐待に関する相談件数は1年に1～2件であるが、緊急時の対策を検討する必要がある。 ○ 管理者とヘルパーとケアマネジャーを兼務していたが、監査で注意された。担い手がいらない状況で制度を忠実に守ることは難しい状況となっている。 ○ 資格の取得や更新について、費用は自己負担もしくは事業所負担であり厳しい状態である。財政面を含めて町からの支援が必要である。

4 指標の達成状況

第8期計画での指標の達成状況は以下の通りです。

【評価基準】

A：令和3年度と令和4年度の両年度で目標値達成

B：令和3年度もしくは令和4年度のどちらかの年度で目標値達成

C：令和3年度と令和4年度の両年度で目標値未達成

基本目標1 健康づくり・介護予防

指標名	実績値		目標値	評価結果
	R3	R4	R5	
特定健診受診率	45.7%	46.5%	56.0%	C
筋力向上トレーニング参加者数〈8回〉	18人	14人	24人	C
筋力向上トレーニング参加者数〈20回〉	11人	17人	12人	B
脳の健康教室参加者数	26人	26人	32人	C
一般介護予防事業の一体的実施	未実施	実施	一体的	B
通いの場における栄養指導等の実施	未実施	8回	2回	B
認知症地域支援推進員の配置数	1人	1人	1人	A
認知症ケアパスの作成と周知	適宜配布	適宜配布	更新・普及	A
認知症サポーター養成講座受講後に支援活動をしている人数	8人	8人	2人	A
認知症カフェの設置数	0箇所	0箇所	2箇所	C

基本目標2 生きがいづくり

指標名	実績値		目標値	評価結果
	R3	R4	R5	
シニアクラブ会員数	293人	280人	308人	C
鳩吹大学（高齢者学級）受講者数	33人	35人	80人	C
生活支援ボランティア活動団体数	1団体	2団体 (1団体休止中)	2団体	A

基本目標 3 在宅介護支援

指標名	実績値		目標値	評価結果
	R3	R4	R5	
介護者の集い（実施回数）	6回	6回	6回	A
介護者の集い（参加人数）	30人	56人	48人	B
見守りネットワーク事業 協定締結事業所数	48事業所	48事業所	66事業所	C
地域支え合い団体活動促進事業 公民館開放参加者数	331人	625人	1,050人	C
生活支援コーディネーターの配置数	1人	1人	1人	A
かも丸ノート等の情報共有ツールの活用・ 検討	新規交付は していない	新規交付は していない	活用	C

基本目標 4 地域生活支援

指標名	実績値		目標値	評価結果
	R3	R4	R5	
福祉タクシー助成・自動車用 燃料助成事業対象者数	36人	29人	39人	C
総合相談・権利擁護事業相談件数	3,607件	2,551件	1,790件	A
有料老人ホーム数	1件	1件	1件	A
サービス付き高齢者向け住宅数	0件	0件	0件	A
避難行動要支援者台帳名簿登録者数	219人	244人	375人	C
マスク、消毒液等を備蓄している 介護サービス事業所数	10事業所	10事業所	9事業所	A

基本目標 5 実施体制の確立

指標名	実績値		目標値	評価結果
	R3	R4	R5	
地域ケア会議開催数	4回	7回	6回	B
支え合い団体連絡会議開催数	0回	0回	2回	C
地域ケア個別会議の開催数	4回	5回	4回	A
地域ケア個別会議における個別事例の 検討件数	4件	5件	12件	C
生活支援コーディネーターの 地域ケア会議への参加数	4回	3回	6回	C
介護人材の確保・定着に向けた具体的 取り組みの実施	未検討	未検討	計画・実施	C
業務の効率化・質の向上に関する具体的 取り組みの実施	未検討	未検討	計画・実施	C
ケアプランチェック・ヒアリング実施回数	1回	2回	2回	B
保険証交付時の介護保険制度説明会開催数	12回	12回	12回	A

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本町においては、地域全体で介護を支える仕組みを構築し、安心して生きがいを持って暮らすことのできる坂祝町の実現に向けて、第8期計画の基本理念を継承し、以下を本計画の基本理念とします。

■計画の基本理念

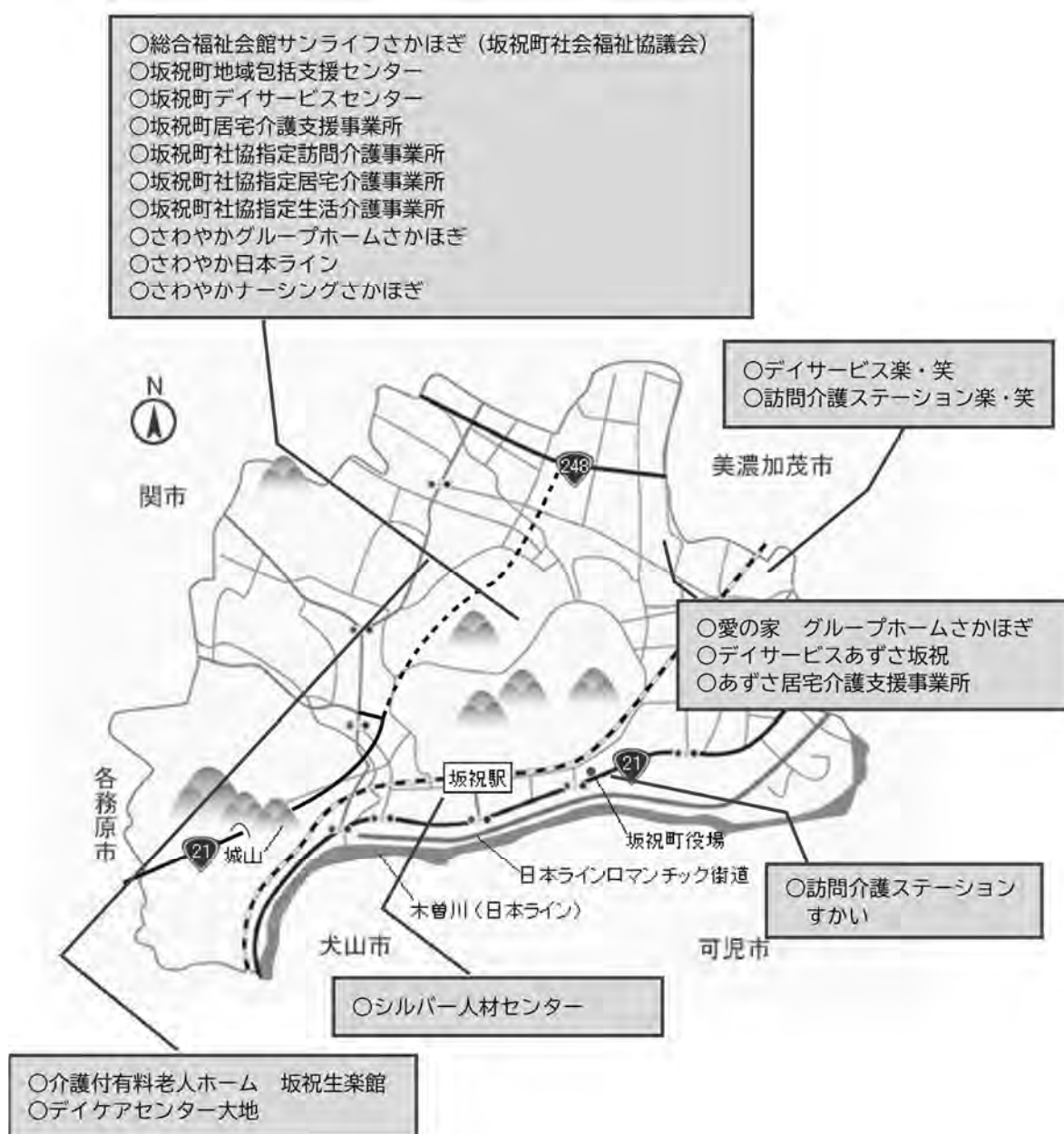
《基本理念》
ふれあい・はつらつ
長寿のまち さかほぎ



2 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、国ではそれぞれの市町村で、住民の生活形態、地域づくりの単位等地域の特性を踏まえた日常生活圏域を設定し、介護サービスを適切に提供することを提唱しています。本町は町全体をひとつの日常生活圏域とし、町内だけでは提供できない介護や医療等のサービスについては、近隣自治体と連携しながら地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

■坂祝町の介護サービス提供事業所分布図



3 計画の基本的な視点

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

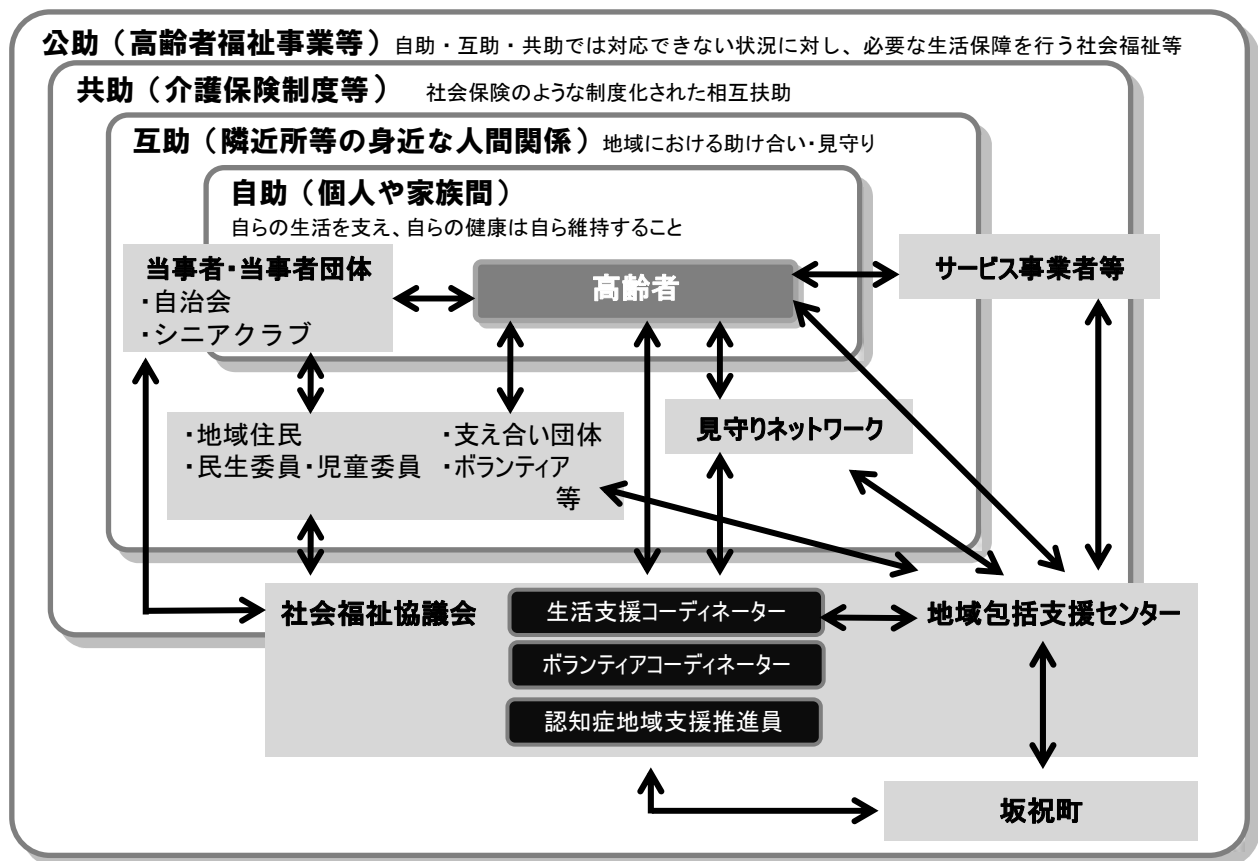
本町では高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域でできる限り自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的に提供していくことを目指します。

そのため、近隣自治体も含めた介護サービス基盤の計画的な確保や地域で安心して生活するための支援の充実、医療需要への対応、防災や虐待防止、権利擁護などの安心・安全の確保といった事業の充実を図るとともに、様々なサービスや支援が身近な地域において包括的に提供されるような仕組みを整備します。

また、高齢者自身には、介護予防活動や多様な社会参加に積極的に取り組むことで、地域の中でより長く、できる限り健康でいきいきと暮らし続けるとともに、共に支えあう地域をつくることが期待されます。

さらに、本町においては今後しばらくの間、後期高齢者人口が増加することが見込まれており、認知症の人や要介護認定者の増加、単身・夫婦のみの高齢者世帯もあわせて増加することが予想されます。増加する支援が必要な高齢者に対応できるよう、高齢者支援の総合的な拠点である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

■坂祝町の地域包括ケアのイメージ



(2) 地域共生社会の実現

住民のライフスタイルが多様化しており、家族の在り方や個人の価値観も多様化しています。このような中、8050問題やひきこもり、ダブルケアといった複雑化・複合化した地域課題の事例が全国的に増加するようになってきました。これまで、行政の福祉施策や支援は、分野や対象ごとに縦割りで提供されることが一般的でしたが、今後は分野横断的な課題や世帯ごとの課題に包括的に対応していくことが求められます。

このような課題に対応し、国では市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」を創設しました。本町においても、「地域共生社会の実現」に向け、高齢者やその家族等を含めた包括的な支援体制づくりに向け、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進します。

(3) 認知症施策の推進

高齢化に伴い、認知症患者数は増加しており、世界で最も高齢化が進んでいるわが国において、認知症は深刻な健康問題となっています。

国においては、令和5（2023）年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進しています。

本町においても、今後、認知症のリスクが高まる後期高齢者が増加することが見込まれていることから、認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住民の理解促進、認知症の予防と進行の抑制、適切な医療・介護・福祉の提供、介護者への支援といった多面的な視点から総合的な認知症施策を推進します。

4 計画の施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向	
ふれあい・はつらつ 長寿のまち さかほぎ	基本目標 1 健康づくり・介護予防	1	健康づくり事業の推進
		2	介護予防事業の充実
	基本目標 2 生きがいづくり	1	シニアクラブ事業の推進
		2	生涯学習の促進
		3	高齢者の経験を活かす仕組みづくり
	基本目標 3 在宅介護支援	1	介護者への支援の充実
		2	見守り体制の確立
		3	在宅福祉サービスの充実
		4	在宅医療と介護の連携強化
	基本目標 4 地域生活支援	1	移動支援
		2	地域包括支援センターの機能の充実
		3	住まいの整備
		4	防災・防犯体制、感染症対策の確立
	基本目標 5 認知症予防・支援の充実	1	認知症への理解の促進
		2	認知症の方への支援体制
	基本目標 6 実施体制の確立	1	福祉サービスの推進体制の確立
		2	介護人材の確保・育成
		3	健全な介護保険制度運営の推進

5 計画の基本目標

本町が目指す、よりよい高齢者福祉が行き届いた社会の実現に向けて、次の6項目を基本目標に掲げ、その内容に沿った施策の充実を図ります。

基本目標1 健康づくり・介護予防

「人生100年時代」といわれる現代において、高齢者が健康寿命を延ばし、いつまでも健康で元気に過ごせるように、健康・介護予防についての意識を高め、自ら健康づくりに取り組めるまちづくりを推進します。

基本目標2 生きがいづくり

高齢者の社会参加による生きがいづくりや社会参加のきっかけづくりを推進するため、高齢者のこれまでに培った技能や経験を活かしながら、地域社会と関わり、活躍できる機会の充実を図ります。

基本目標3 在宅介護支援

医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、在宅医療と介護の連携を強化します。また、日常の療養、入退院、急変時の各場面で適切に対応できる体制の整備に取り組みます。

基本目標4 地域生活支援

地域包括支援センターを中心に、様々な主体が連携するとともに地域で支え合えるコミュニティづくりを推進します。また、様々な状況にある高齢者の生活を支える福祉サービスの提供や身近な場所での交流機会の充実を図るとともに、高齢者の移動や住まい等の支援を拡充します。加えて、災害や感染症等の高齢者へのリスクに備えた取り組みを進めます。

基本目標5 認知症予防・支援の充実

認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるよう総合的な認知症施策を推進します。

基本目標6 実施体制の確立

支援を必要とする人に適切なサービスを提供していくとともに、質・量ともにサービスの充実を図ります。また、事業所と連携して業務負担の軽減や介護人材の確保・育成に取り組み、安定的な介護保険制度の運営に努めます。

第4章 分野別施策

基本目標1 健康づくり・介護予防

施策1 健康づくり事業の推進

■現状・課題

高齢者の虚弱（フレイル）は、要介護状態に至る前段階であり、身体面や精神面、社会的な関わり等において多面的な問題を抱えやすく、健康障害を招きやすいハイリスク状態を指します。今後、後期高齢者が増加する本町において、フレイルに対するの取り組みを推進する必要があります。

また、本町では糖尿病や脳血管疾患の有病者が多く、重症化予防のための定期的な健診の実施や治療の継続、医療機関との連携による支援が必要です。

■今後の方向性

各種健康診査や検診を実施し、高齢者の健康づくりを推進します。また、栄養指導等や健康づくりを学ぶ場、実践する場を通して健康に対する高齢者の意識向上を図り、高齢者がいつまでもいきいきと元気に暮らすことができるよう支援を行います。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
1	健診及び結果相談	疾病の予防、早期発見を目的に健診を実施します。また、結果相談会では医療受診勧奨のほか、保健指導・栄養指導を行い疾病の予防、生活習慣の改善のための支援をします。	保健センター
2	歯周病検診・8020運動	歯周病の予防、口腔機能の保持を図るため、歯周病検診を行います。また、80歳になっても歯を20本以上保てるよう、歯や口腔の健康づくりを推進します。	保健センター
3	がん検診	胃・大腸・肺・前立腺・子宮・乳がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげます。	保健センター
4	健康教室・講座	健康づくりのために、栄養・運動に関する教室を行います。	保健センター
5	健康相談	健康について、身近に相談できる場を提供し問題解決に向けて支援します。	保健センター
6	フレイル予防の推進【新規】	運動習慣の定着や歯及び口腔機能へのケア等、多様なフレイル予防の知識の普及やその方々に合った介護予防教室等の勧奨をサロン等の集まりの場で実施します。また、健診の場でフレイルのリスクがある方を抽出し保健・栄養指導を実施し、フレイル予防を推進します。	地域包括支援センター 保健センター

施策2 介護予防事業の充実

■現状・課題

高齢者ができるだけ長く健康で活動的な状態を維持するために、一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防を実施し、要介護状態の発生や悪化を予防するとともに、生活機能を維持・向上していくことが重要です。

本町では、一般介護予防事業として、介護予防に関する各種教室等を開催しています。一般介護予防事業の参加者は複数教室の重複参加もあり、固定化等がみられます。ワーキンググループにおいて、サロン等に参加している高齢者には健康づくりや介護予防に関する情報が伝わる一方で、特に活動していない高齢者が十分な情報を得られない等、情報の格差が生じている、という意見がありました。利用者の拡大や学びを自身の生活に反映させるための実践的な取り組みが必要であり、保健事業との連携や幅広い専門職との連携強化を進めていくことが重要です。

■今後の方向性

住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、高齢者の要介護状態の予防や重度化防止に取り組むとともに、サロン等の住民主体の通いの場を支援し、住民主体の介護予防活動を推進します。

また、運動・口腔・栄養・認知症等を考えた介護予防事業の一体的な実施を検討するとともに、住民が興味を持って継続して参加できるような介護予防事業を実施していきます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
7	介護予防対象者把握事業	高齢者の心身の機能をチェックするための基本チェックリストを実施し、介護予防対象者を把握します。	地域包括支援センター
8	筋力向上トレーニング教室	筋力低下を予防し活動的な生活ができるよう、マシンを使用した筋力トレーニングを行う教室を開催します。	地域包括支援センター
9	ふれあいサロン	健康増進、介護予防を目的として、各地区の公民館を拠点に、生きがい活動を行います。また、介護予防の普及・啓発を行うとともに、ボランティアの確保・育成を図ります。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
10	一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業の参加人数を基に、地域包括支援センターでの自己評価を運営協議会にて報告します。	地域包括支援センター
11	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士が地域ケア会議のアドバイザーとして参加するとともに、いきがいデイサービスやふれあいサロンにおいて、介護予防の体操講座を実施します。	地域包括支援センター
12	介護予防支援事業（ケアマネジメント）	高齢者の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境、その他の状況に応じた適切な介護サービスが提供されるようマネジメントを行います。	地域包括支援センター

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
13	筋トレ機器一般開放	筋トレに関するオリエンテーションを受講した人に対し、筋トレ機器の開放を実施します。	社会福祉協議会
14	保健事業と介護予防の一体的実施	健康寿命の延伸のため、「保健事業と介護予防事業の一体的実施」を行います。フレイル予防、健康状態不明者訪問、糖尿病性腎症重症化予防等を実施します。	窓口税務課 (後期高齢保険) 保健センター 地域包括支援センター

■基本目標１のうち、特に重点的に取り組む事業の指標

指標		現状値 (R4)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
1	フレイル予防の啓発を実施する回数	1回	2回	2回	3回
2	筋力向上トレーニング教室の参加者数	11人	12人	12人	12人
3	通いの場における栄養指導等を実施する回数	8回	8回	8回	8回

基本目標2 生きがいづくり

施策1 シニアクラブ事業の推進

■現状・課題

高齢者が生きがいを持って様々な活動に参加し、心身ともに元気な生活を送ることは、閉じこもり防止だけでなく、高齢者本人の豊かな生活の実現と、地域の活力向上につながります。

本町では、令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、シニアクラブの参加状況が令和元（2019）年度調査と比べて低くなっています。また、ワーキンググループにおいて、「趣味の多様化や就労等の生活環境の変化により、シニアクラブ等への新規参加者数が減少している」という意見がありました。シニアクラブ活動の周知を行い、高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりを推進することが重要です。

■今後の方向性

各地域で活動しているシニアクラブへの参加を促進し、地域における仲間づくりや生きがいづくり、健康づくりの機会となるようスポーツや趣味活動を支援します。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
15	地域貢献活動の促進	各地域のシニアクラブでそれぞれの高齢者のニーズに応じた活動を実施します。活動を通して、健康の維持・増進や文化教養の向上を支援するとともに、高齢者同士の親睦と融和を図ります。また、友愛活動、伝承活動、世代交流、環境美化活動、地域の安心、安全活動を促進します。	社会福祉協議会
16	シニアクラブ内のサークルの充実	グラウンド・ゴルフ、ゲートボール、囲碁、将棋、健康麻雀、編み物、歌等のシニアクラブのサークル活動を通じて、自分に合った活動や楽しみを見つけて仲間づくりを推進します。	社会福祉協議会
17	軽スポーツ大会	軽スポーツ（グラウンド・ゴルフ、ペタンク等）により、高齢期を通じた健康づくりを支援します。	社会福祉協議会
18	シニア文化祭	高齢者の親睦・教養の向上と世代の交流を図るため、趣味や特技を生かした手芸、書画、盆栽等の作品展示を実施します。	社会福祉協議会

施策2 生涯学習の促進

■現状・課題

自己の教養を高めるための講座への参加は、高齢者自身の知識や意識の向上にとどまらず、新たな人との交流や外出の機会の拡大、生きがいづくり等につながり、心身の健康の維持向上も期待できます。

本町では、生涯学習の場の参加機会を設定し、高齢者の多様な価値観に合わせた地域とのつながりづくりや地域貢献の場づくりを行っています。

■今後の方向性

高齢者の学びの意欲に応じられるよう、様々な分野における学習機会を町内外での交流を含め提供するとともに、高齢者がこれまで培ってきた特技や技能を発表・伝承するための機会を提供します。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
19	高齢者向け生涯学習講座 (鳩吹大学・まなびいかも丸講座)	健康・食育・歴史・文化等を学ぶ機会を提供することで、地域参加意識を高め、学級生自ら健康の保持と増進を図ります。また、地域の企業・学校・施設に目を向け社会と関わりを持ち続ける機会とします。加えて、災害等の情報学習や知識を深めることで、自助の意識を高めるとともに、お互いを知ることによって互助・共助につなげていきます。	教育委員会
20	公民館講座・マイセルフ講座	自ら培った豊かな技能、知識を活かし指導者として社会参加するとともに、趣味・軽スポーツ・文化的講座を受講することで知識を広め、生きがいと仲間づくりを進めます。	教育委員会
21	公民館まつり	日頃の学習成果を自主的に発表・公表し、学習者と住民の交流ができる場を設けます。また、体験活動や多文化共生を目的とするバザーを企画し、公民館行事や活動に参加してもらうきっかけをつくります。	教育委員会

施策3 高齢者の経験を活かす仕組みづくり

■現状・課題

人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者自身が積極的に社会に参加することや地域の担い手として活躍できる環境を整備することが重要です。

本町では、令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、ボランティアの参加率が令和元（2019）年度調査と比べて低くなっています。ボランティア活動への参加を促進し、高齢者の社会参加を推進することが必要です。

■今後の方向性

高齢者が自らの知識や経験を活かして地域貢献できるよう、シルバー人材センターと連携した就労支援や地域のボランティア活動への参加を促進します。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
22	ボランティアセンター機能の強化	高齢者の新たな生きがい活動へとつながるよう、ボランティア活動を支援行います。	社会福祉協議会
23	生活支援ボランティア活動の推進	介護人材が不足する中、高齢者の活躍の場として、生活支援ボランティアの活動を支援していきます。	社会福祉協議会
24	シルバー人材センター運営補助事業	高齢者の生きがいづくりを推進し、自立支援を促すため、シルバー人材センター運営への支援として補助金を交付します。	福祉課

■基本目標2のうち、特に重点的に取り組む事業の指標

指標		現状値 (R4)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
1	高齢者向け生涯学習講座の参加者数 (鳩吹大学・まなびいかも丸講座・公民館講座等)	120人	130人	130人	130人
2	生活支援ボランティア活動の件数	0件	10件	10件	20件

基本目標3 在宅介護支援

施策1 介護者への支援の充実

■現状・課題

介護者が要介護状態等にある高齢者を在宅で介護し続けていくためには、いつでも身近な地域で気軽に相談ができる体制や介護者自身が心身のリフレッシュを図ることが重要です。

本町では、介護者の負担を軽減するための交流会や経済的な援助を行っています。今後は、後期高齢者の増加に伴い、中重度の要介護者の増加が見込まれるため、これまでの取り組みを継続的に進めるだけでなく、ヤングケアラーや老老介護を含めた家族介護者への支援も必要です。

■今後の方向性

介護者が安心して介護を継続できるよう、介護者の集いの開催や家族介護者への支援を行います。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
25	介護者の集い	在宅で介護をする人を対象に、情報交換会や勉強会を開催し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	地域包括支援センター
26	おむつ・介護用品支給事業	在宅で高齢者を介護している家族等に、介護用品（紙おむつや手袋、清拭剤等）を支給し、身体的・経済的負担の軽減を図ります。	福祉課
27	家族介護者への支援	ヤングケアラーや老老介護等、家族介護者への相談窓口の周知や相談対応を行います。	地域包括支援センター

施策2 見守り体制の確立

■現状・課題

高齢者世帯の増加等、世帯構成の変化により、家族や地域とのつながりが希薄になり、孤独感を持つ高齢者が増えることが予想されます。高齢者が在宅で安心して生活するためには、地域での日常的な見守りのほか、急病や事故が起こった場合に速やかに通報され、また迅速かつ適切な救命活動が行われるよう、支援する必要があります。

本町では、関係機関や事業所が日々の活動や業務の中で高齢者の異変に気づいた場合に公的機関へ連絡を行い、公的機関が状況を確認して対応を行う見守りネットワーク事業を展開していますが、高齢者人口の増加や担い手不足が課題となっています。

■今後の方向性

地域の活動団体と連携し、高齢者が安心して暮らせるための見守りネットワークの整備や地域住民と協働して包括的ケアを推進できる体制整備を図ります。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
28	緊急通報装置貸与事業	家庭において急病や災害等の緊急時に迅速かつ、適切な対応を図り、安心して生活できるよう、ひとり暮らし高齢者世帯等に緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与します。	福祉課
29	見守りネットワーク事業	町内で配達事業等を行う企業等や町内介護保険事業所が協定を結び、見守り活動を実施します。 また、地域で活動する団体に、制度を周知して参加を促します。	福祉課 地域包括支援センター
30	生活実態調査	訪問調査により、日常生活に困難を感じている高齢者を把握するとともに、地域の見守りへつなげます。	地域包括支援センター
31	ひとり暮らし高齢者等年賀状お届け	65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び 65 歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、各地区の民生委員・児童委員が中心となって訪問し、年賀状を届けます。	社会福祉協議会
32	地域支え合い団体活動促進事業	各地区に設置された支え合い団体で、地区の実情やニーズに応じて実施される見守り等の支え合い活動を支援します。	社会福祉協議会

施策3 在宅福祉サービスの充実

■現状・課題

高齢者が住み慣れた地域や自宅でひとり暮らしでも安心して暮らすことができるよう、軽度な生活支援から介護・医療等の専門的なサービスまで、総合的にサービスを提供できる体制が必要です。

本町では、介護保険サービス以外にも、高齢者の在宅生活を支援する多様なサービスを提供できるように、生活支援コーディネーターが地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス提供事業所、団体と連携を図り、日常生活において支援を必要とする人を対象に生活支援サービスを利用できるよう調整しています。

■今後の方向性

複合的な問題を抱える住民に対して、包括的な支援を提供することができるよう、各主体の活動を支援するとともに、それぞれの活動をつなぐネットワークの構築を検討します。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
33	生活支援コーディネーターの配置	生活支援・介護予防サービスの実施主体の発掘、連携を促進する生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の適切なサービス利用へとつなげます。 また、複合的な問題を抱える住民に対しても、包括的な支援を提供することができるよう、各主体の活動を支援するとともに、それぞれの活動をつなぐネットワークの構築を検討します。	福祉課
34	福祉器具貸出・福祉車両貸出事業	在宅高齢者の生活を支援するため、福祉器具、福祉車両を必要とする人への貸し出しを実施します。	社会福祉協議会

施策4 在宅医療と介護の連携強化

■現状・課題

高齢者を取り巻く社会問題が複雑化する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるためには、医療・介護・福祉等の専門職が連携し合い、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

これまで本町では、美濃加茂市、加茂郡内の医療・介護・福祉に係る専門職が連携を深め、住民が安心して住み慣れた地域で生活できることを目的としたかも丸ネットに参加していましたが、今後は各市町村が主体となり、本町なりの規模で研修会や会議を実施し、医療・介護事業所と連携を図っていく必要があります。

■今後の方向性

複雑化する問題に対応していくためにも、協力医や医療機関・介護事業所と連携する機会を作り、在宅医療介護連携推進事業を進めていきます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
35	地域医療・福祉資源の把握と活用	みのかも定住自立圏エリアサービスマップ事業により加茂地域の医療・介護等施設のマップや事業所情報を作成します。	地域包括支援センター
36	多職種連携会議の開催	多職種連携会議を開催し、地域で連携を図っていきます。	地域包括支援センター
37	在宅医療・介護連携による看取りの強化	今後のさらなる高齢化を見据え、関係機関との連携のもとで、看取り等に関する取り組みや認知症高齢者への対応を強化するための取り組みについて検討を進めます。	地域包括支援センター

■基本目標3のうち、特に重点的に取り組む事業の指標

指標		現状値 (R4)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
1	介護者の集いの開催数	6回	6回	6回	6回
2	生活実態調査の件数	13件	20件	25件	30件
3	生活支援コーディネーターのサービス調整件数	2件	15件	15件	15件

基本目標4 地域生活支援

施策1 移動支援

■現状・課題

高齢者が地域で安心して快適に暮らしていくには、外出するための移動手段が整備され、地域の様々な活動に積極的に参加できる環境が必要です。

本町では、公共交通機関の不足を補うため、ほぎもんバス、デマンドタクシーの運行や福祉タクシー助成事業、自動車用燃料助成事業を実施し、高齢者の社会参加を支援しています。

令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、ほぎもんバス、デマンドタクシーともに利用状況は低い結果となっています。利用促進に向けたさらなる周知が求められます。また、ワーキンググループにおいて、免許を返納し移動手段がないため、サロンや教室に参加できない高齢者がいるという意見やほぎもんバスを利用する際にバス停までの距離が遠く、利用しづらいという意見、停留所が多く、目的地までの乗車時間が長いという意見がありました。

■今後の方向性

移動支援に対するニーズは今後も増加が見込まれることから、高齢者が安心して気軽に外出できるよう、移動手段の確保等支援の充実に努めます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
38	公共交通事業（コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業）	住民の移動を支援するため、町内及び美濃加茂市の一部においてコミュニティバスを、バスなどの乗り降りが難しい方に、利用者の予約に応じ、他の人と乗り合いにより移動するデマンドタクシーを提供します。また、高齢者の乗降場所、運行方法については、常に検討していきます。	企画課 福祉課
39	福祉タクシー助成・自動車用燃料助成事業	福祉タクシー券や自動車用燃料券を交通費の一部として助成し、高齢者の移動を支援します。	福祉課
40	福祉車両貸出事業	福祉車両が必要な人及び支え合い団体やふれあいサロン等、各自治会での活動や地域包括支援センター主催事業への参加のために福祉車両の貸出を行います。	社会福祉協議会

施策2 地域包括支援センターの機能の充実

■現状・課題

地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取り組み内容や目標を検討することが求められます。

本町では、地域包括支援センターを「総合福祉会館サンライフさかほぎ」に、町の直営で設置しています。地域包括支援センターは地域の高齢者支援の中核として、高齢者やその家族への総合的な相談や介護予防の推進、権利擁護のための取り組み等を行っています。

令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、地域包括支援センターの認知度が令和元（2019）年度調査と比べて高くなっています。継続的に周知を行い、高齢者の生きがいきづくりへの支援を行うことが求められます。

■今後の方向性

「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、地域の助け合い、支え合いを含めた支援体制を充実させることにより、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らし続けながら、必要に応じて医療や介護等のサービスを使うことができるようにします。

また、判断能力が十分でない高齢者の権利や尊厳を守るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促すとともに、早期発見・早期対応に努め、必要に応じて適切な専門支援へとつなげていきます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
41	総合相談・権利擁護事業	高齢者の身近な相談先としての役割を担う地域包括支援センターにおいて、地域の様々な関係者とのネットワークの構築や高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や継続的・専門的な相談支援等を通じて、権利擁護の観点からの対応が必要な人へ支援を行います。また、安心できる中心拠点としての役割を果たすため、高齢者の身近な相談先としての周知を図ります。	地域包括支援センター
42	成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症の人等について、自立した日常生活を送ることができるよう、成年後見人等の申し立て等の支援を行います。 また、令和2（2020）年度より設置した「坂祝町成年後見支援センター」の周知に努めます。	地域包括支援センター
43	高齢者虐待の予防	高齢者虐待等の権利擁護に対する相談窓口や虐待防止に関する制度について、住民へ周知や啓発を進めます。 また、関係機関等と協力し、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図ります。	地域包括支援センター

施策3 住まいの整備

■現状・課題

高齢者の住まいは、自宅や介護保険の施設サービス以外にも、様々なものがあります。家庭環境や経済状況、支援の必要性等、高齢者一人ひとりの状況やニーズは多様であるため、幅広い選択肢が必要です。

本町では、老人ホーム入所措置事業を実施しており、措置人数は増加傾向にあります。また、自立した生活を送る環境を整えるために高齢者に適した住まいの情報提供を行っています。

■今後の方向性

地域で生活する基盤となる住環境を整備するため、介護保険制度における施設サービスに加え、養護老人ホームへの入所措置等を実施します。

また、高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるよう、多様な住まいの場についての情報提供を行います。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
44	老人ホーム入所措置事業	65 歳以上の高齢者で、身体上または精神上の障がいがあり、日常生活に支障がある人に対し、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所の措置を行います。	福祉課
45	住宅改修支援事業	在宅の介護認定者が安心して生活できるように、敷居の段差解消やスロープの補助を行います。	福祉課
46	高齢者に適した住まい等の支援	生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム、町営住宅等の現行の事業・取り組みとも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施します。	福祉課

施策4 防災・防犯体制、感染症対策の確立

■現状・課題

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしており、高齢者等の災害時要援護者の避難支援体制の整備・充実が喫緊の課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は介護現場に大きな影響を与えました。災害や感染症が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

本町では、令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、災害時の避難対策について「避難場所や経路の確認」や「避難訓練への参加」の回答が高い一方で、「何もしていない」の回答も一定割合であります。ワーキンググループでは、災害時に高齢者が避難所まで移動するための支援が必要という意見がありました。災害時に適切な避難をできるよう、また、高齢者への避難の支援ができるよう、日頃から災害への意識の醸成が必要となります。また、令和6（2024）年4月に介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）策定等が義務化されるため、適切な支援が必要となります。

■今後の方向性

災害や感染症拡大等の緊急時に備え、関連計画と整合を図りながら体制強化に努めます。また、高齢者が巻き込まれやすい犯罪に対して注意喚起を行います。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
47	災害等への取り組み（自然災害や感染症などの体制整備）	災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいたセンターの設置・運営訓練を継続して実施する中でボランティアや職員の役割分担を確立します。感染症が発生した場合には、事業所に対してマスク等の防護具や消毒液の備蓄を働きかけます。また、災害に対して勉強する機会を設け、担い手を育成します。	福祉課 保健センター 社会福祉協議会
48	避難行動要支援者台帳の整備と活用	災害時における迅速な避難行動要支援者の安否確認や地域での避難支援体制に取り組みめるよう、自治会や支え合い団体に避難行動要支援者台帳を整備し、各自治会防災訓練時等に活用を図ります。	福祉課 総務課
49	福祉避難所の実践的な運用と周知	サンライフさかほぎが福祉避難所として認定されたため、福祉避難所計画を策定します。 また、日頃からの周知により、災害時に円滑に避難できるよう図ります。	福祉課 総務課
50	防犯対策の充実	関係各課が連携し、高齢者が巻き込まれやすい犯罪に対して注意喚起を行います。	総務課 福祉課 地域包括支援センター
51	BCP の策定支援【新規】	介護サービス事業所における業務継続計画（BCP）作成のための情報提供を行います。	福祉課

■基本目標4のうち、特に重点的に取り組む事業の指標

指標		現状値 (R4)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
1	移動支援サービスの周知をした回数	5回	5回	5回	5回
2	地域包括支援センターの認知度の割合（高齢者の内、事務所を知っている割合）	68%	—	—	80%

基本目標5 認知症予防・支援の充実

施策1 認知症への理解の促進

■現状・課題

認知症者の増加が見込まれる中、令和5（2023）年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように、正しい理解の推進や障壁の除去、福祉・医療サービスの総合的な提供が求められています。

本町では、令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、認知症サポーター養成講座の認知度が2割未満と低い結果となっています。認知症についての知識を高める施策を行っていますが、住民へのさらなる周知などが課題となっています。

■今後の方向性

認知症サポーターの養成講座や認知症啓発講演会等を通じて、地域住民の認知症に対する理解の普及・啓発を進めます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
52	認知症サポーター養成事業	地域住民に認知症を理解してもらう取り組みとして、認知症サポーター養成のための講座を開催します。 また、認知症サポーター養成講座を受けた人の中で、サポート希望のある人の養成を行うことを検討します。	地域包括支援センター
53	認知症啓発講演会	認知症についての知識をさらに高めるため、認知症の専門知識を持つ人を講師として、講演会を開催します。	地域包括支援センター
54	認知症ケアパスの更新・普及	認知症の人やその家族が、認知症の進行状況に合わせて適切なサービスが利用できるよう、地域の医療や介護サービスを把握・整理してサービス提供の流れを提示します。また、認知症地域支援推進員が中心となり、地域のサービスの把握やマップ・リストの更新を行います。	地域包括支援センター

施策2 認知症の方への支援体制

■現状・課題

認知症のケアは可能な限り早く発見し、早期治療を行うことで症状の進行を緩やかにすることが重要であるため、早期発見、対応できる体制の整備が引き続き課題となっています。

本町では、令和4（2022）年度実施のアンケート調査において、認知症に関する相談窓口の認知度が令和元（2019）年度調査と比べて低くなっており、相談窓口のさらなる周知が必要です。

■今後の方向性

認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、認知症になっても本人らしく生活できる支援を行います。また、高齢者やその家族が正しい知識を身につけられる場の設定等により、地域の中での対応力を高め、早期発見・早期対応、認知症家族の負担軽減へとつなげていきます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
55	認知症予防の推進 【新規】	認知症予防に関する情報提供や啓発を行います。また、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策の総合的な推進役として、具体的な実施内容の検討や各関係機関の連携支援等を行います。	地域包括支援センター
56	認知症家族の支援	在宅で常時介護をする人を対象に、情報交換会や勉強会を通じて介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、介護者の集いを開催します。	地域包括支援センター
57	オレンジカフェの開催	認知症の人や認知症の人を介護している人が、情報交換や相談、交流ができる場としてオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催します。	地域包括支援センター
58	認知症初期集中支援チームの設置	介護、医療の専門職による「認知症初期集中支援チーム」の設置により、早期発見、認知症の初期段階の支援を包括的・集中的に行います。また、認知症の初期段階から医療と介護が連携し、認知症の人やその家族に対する個別の訪問や専門機関への紹介等を行うことで、適切な支援へとつなげます。	地域包括支援センター
59	認知症サポーター等の活動支援	隣近所で認知症に対する支援ができる知識の普及を図るため、「チームオレンジ」等のサポーターによる主体的活動の支援を検討します。	地域包括支援センター
60	認知症高齢者の見守り体制の整備	認知症によるはいかい高齢者の安全確保、事故防止のために、地域での見守り体制を強化します。	地域包括支援センター

■基本目標5のうち、特に重点的に取り組む事業の指標

指標		現状値 (R4)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
1	認知症サポーター養成講座を実施する回数	2回	2回	2回	2回
2	オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催回数	未実施	6回	12回	12回
3	行方不明高齢者等探索・声かけ模擬訓練の回数	1回	1回	1回	1回

基本目標6 実施体制の確立

施策1 福祉サービスの推進体制の確立

■現状・課題

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、介護保険サービスだけでなく、高齢者への生活支援が必要です。そのためには関係機関が顔を合わせ、協議や情報交換を行える関係を構築することが重要です。

本町では、高齢者を支援する事業所や団体が集まり、専門的な事例についての研究や多職種が情報交換を行う場を設置しています。また、本町が事業化をめざしている重層的支援体制の整備において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できるよう、体制の整備を進めています。

■今後の方向性

介護や支援を必要とする高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携・協働し、実施できる事業等について検討します。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
61	事業所連絡会	2か月に1回、町内の事業所が集まり、事業所同士の意見交換や情報共有を行います。	地域包括支援センター
62	ケアマネジャー支援会議	町内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーとの合同会議を定期開催し、ケアマネジメントの質の向上を目的に、事例検討や専門職を講師に招いた勉強会等、年間でテーマを設定し開催します。	地域包括支援センター
63	地域ケア会議	地域の課題や困難事例の対応等に対し、関係者が集まって情報共有や協議をすることで、各サービスの調整と連携体制の強化を図ります。 個別の課題を地域住民とともに考え、共有し、解決策を検討することで、地域で高齢者を支える体制づくりを推進していきます。	福祉課 地域包括支援センター
64	ボランティア団体連絡協議会	ボランティア間の情報交換を密にし、ボランティア活動の活性化を図るため、各種会議や研修会、交流会、広報活動を実施し、ボランティアの資質向上を目指します。	社会福祉協議会

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
65	民生委員児童委員協議会	住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、情報共有や実際にあった相談案件についての協議・連携を行います。	福祉課
66	介護保険ワーキング会議	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況や成果を関係機関の実務者によりチェック・評価します。	福祉課
67	支え合い団体連絡会議	各地区で設立された支え合い団体同士の横の連携を図るため、情報交換会や研修を実施します。	社会福祉協議会
68	重層的支援体制の整備【新規】	様々な相談内容に対して、関係機関との連携し、総合的に対応できる体制を強化します。	福祉課

施策2 介護人材の確保・育成

■現状・課題

介護を必要とする高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの質・量をともに確保するためには、介護人材の育成を図ることが必要です。また、介護サービスは人が人を支えるサービスであることから、サービスの質の向上のためには介護職員の資質の向上が不可欠となります。そして、質の高いサービスを安定的に提供するためには、介護職員等がやりがいをもって従事できる職場環境の整備やキャリアアップの取り組み等が重要です。

本町では高齢化が進行し、令和7（2025）年には75歳以上の後期高齢者が65～74歳の前期高齢者人口を上回り、今後も増加することが見込まれています。一方で、高齢者を支える15～64歳の生産年齢人口は減少していくことが予測されています。ワーキンググループにおいて、担い手不足や財政面での支援の必要性に関する意見がありました。町内の事業所においても介護人材の確保・育成は長期的にも大きな課題となっており、安定的なサービス提供の継続を支援するための支援が必要です。

■今後の方向性

国・県・介護サービス事業者と連携して、介護分野で働く人材の確保・育成及び就業支援を行う等、介護現場全体の人手不足への対策を進めます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
69	介護人材の確保・育成	岐阜県が実施している介護人材確保の事業を各事業所に周知します。また、介護人材確保のための補助事業を検討します。	福祉課
70	業務効率化の推進	事業所におけるＩＣＴの活用等、職場環境の改善による業務負担の軽減を検討します。	福祉課

施策3 健全な介護保険制度運営の推進

■現状・課題

介護給付費適正化事業は、不適切な給付の是正及び利用者への適切な介護サービスの確保によって介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目的とするものです。

本町では、介護サービス事業者へのケアプランの研修や運営指導を行い、介護給付費の通知等による給付適正化に努めるとともに、地域住民への介護保険制度に関する研修会の実施やパンフレット配付による介護保険制度の理解浸透を図っています。

■今後の方向性

介護サービスが効果的・効率的に利用されるよう、ケアプランのチェックや住宅改修、福祉用具の支給の点検をはじめ、各種事業を実施し、介護保険財政の適正化を進めていきます。

■取り組み

No.	取り組み内容	具体的な事業	担当
71	介護給付費適正化事業	介護給付が適正に行われているかを確認するため、ケアプランのチェックや住宅改修、福祉用具の支給の点検を、行政と地域包括支援センター職員、ケアマネジャーが協働して実施します。	福祉課 地域包括支援センター
72	介護保険事業所の指導監査	町内の居宅介護事業等の事業所への監査を実施し、事業所の現状把握に努めます。	福祉課
73	介護保険制度の周知	地域住民への介護保険制度の理解浸透を図るため、65歳の保険証交付時に介護保険制度利用方法や改正点等をまとめたパンフレットを配付するとともに、説明会を開催します。	福祉課

■基本目標6のうち、特に重点的に取り組む事業の指標

指標		現状値 (R4)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
1	地域ケア会議の開催数	7回	6回	6回	6回
2	介護保険事業所の指導監査	2回	2回	3回	2回
3	保険証交付時の介護保険制度説明会の開催数	12回	12回	12回	12回

第5章 介護サービスの量の見込み・保険料

1 介護保険サービス量の見込み

次のような流れに沿って、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの保険料を算出します。

人口推計

住民基本台帳の実績値を用いたコーホート変化率法による推計

要支援・要介護認定者数の推計

男女別、年齢別、要支援・要介護度別の認定率を基に、推計人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を乗じて推計

施設・居住系サービスの利用者数・給付費の推計

現状の利用者数に加え、今後のサービスの整備方針を参考にして推計

在宅サービス等（施設・居住系以外のサービス）の利用者数・給付費の推計

要介護認定者のうち、施設・居住系のサービスの利用者を除いた対象者数から現状の推移を踏まえ、利用者数を自然体推計し、町の施策を反映して推計

総給付費の推計

施設・居住系サービスの給付費の推計と、在宅サービス等の給付費の推計を合算

標準給付費、地域支援事業費の推計

総給付費の推計に特定入所者介護サービス費等給付費の推計を合算し、標準給付費を推計実績や制度改正を踏まえて地域支援事業費を推計

介護保険料基準額の算出

所得段階の弾力化、準備基金の取り崩し、財政安定化基金の取り崩し、介護報酬単価改定等の保険料への影響要因を勘案して算出

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の見込み

■被保険者数の見込み

(単位：人)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総数				
第1号被保険者	2,306	2,330	2,332	2,424
第2号被保険者	2,465	2,436	2,424	2,018
合計	4,771	4,766	4,756	4,442

■要介護認定者数の見込み

(単位：人)

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
総数				
要支援1	33	35	34	50
要支援2	36	35	37	44
要介護1	89	94	96	138
要介護2	61	65	67	92
要介護3	52	53	56	75
要介護4	45	44	47	61
要介護5	26	27	27	35
合計	342	353	364	495
うち第1号被保険者				
要支援1	32	34	33	49
要支援2	36	35	37	44
要介護1	89	94	95	138
要介護2	60	64	66	91
要介護3	49	50	53	72
要介護4	44	43	46	60
要介護5	24	25	25	33
合計	334	345	355	487

(2)介護保険サービス総給付費及び地域支援事業の見込み

①介護給付の見込み

(給付費：千円、回数：回、人数：人)

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅サービス					
訪問介護	給付費	46,740	49,326	50,885	55,999
	回数	1,487.0	1,567.0	1,616.2	1,772.3
	人数	40	44	47	57
訪問入浴介護	給付費	9,297	9,308	9,308	8,802
	回数	61.3	61.3	61.3	57.8
	人数	10	10	10	10
訪問看護	給付費	11,592	11,607	11,895	13,922
	回数	220.2	220.2	225.3	265.8
	人数	26	26	27	32
訪問リハビリテーション	給付費	364	365	365	454
	回数	10.4	10.4	10.4	12.9
	人数	3	3	3	4
居宅療養管理指導	給付費	9,141	9,500	9,574	10,798
	人数	69	73	74	83
通所介護	給付費	83,955	84,140	85,831	118,184
	回数	938.0	948.2	957.5	1,309.8
	人数	87	88	89	121
通所リハビリテーション	給付費	24,068	26,089	26,251	40,051
	回数	237.1	256.9	257.0	373.9
	人数	26	28	28	41
短期入所生活介護	給付費	38,453	38,502	41,442	61,216
	日数	386.6	386.6	414.4	587.9
	人数	34	34	36	41
短期入所療養介護 (老健)	給付費	4,109	4,114	4,114	5,311
	日数	28.6	28.6	28.6	37.2
	人数	3	3	3	4
短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	15,067	15,339	15,632	20,688
	人数	111	113	115	152
特定福祉用具購入費	給付費	1,182	1,182	1,344	2,688
	人数	7	7	8	16
住宅改修費	給付費	2,006	2,006	2,006	3,685
	人数	5	5	5	9
特定施設入居者生活介護	給付費	51,995	53,667	55,903	84,467
	人数	22	23	24	36

(給付費：千円、回数：回、人数：人)

			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費		0	0	0	0
	回数		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0.0	0.0	0.0	0.0
認知症対応型共同生活介護	給付費		65,437	65,520	65,520	97,615
	人数		21	21	21	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費		24,354	25,900	26,395	27,367
	回数		249.6	270.9	273.7	291.1
	人数		24	25	26	28
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費		99,999	100,446	104,505	120,641
	人数		32	32	33	38
介護老人保健施設	給付費		48,518	48,961	52,371	100,419
	人数		15	15	16	31
介護医療院	給付費		8,823	21,648	26,363	24,017
	人数		2	5	6	6
介護療養型医療施設	給付費					
	人数					
居宅介護支援	給付費		33,206	33,752	33,906	37,200
	人数		176	179	180	198
介護給付費計(小計)→(Ⅰ)			578,306	601,372	623,610	833,524

②予防給付の見込み

(給付費：千円、回数：回、人数：人)

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅介護予防サービス					
介護予防訪問入浴 介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	797	798	798	798
	回数	20.9	20.9	20.9	20.9
	人数	2	2	2	2
介護予防訪問リハ ビリテーション	給付費	118	236	236	354
	回数	3.5	7.0	7.0	10.5
	人数	1	2	2	3
介護予防居宅療養 管理指導	給付費	339	421	421	339
	人数	4	5	5	4
介護予防通所リハ ビリテーション	給付費	5,365	5,372	5,872	5,372
	人数	13	13	14	13
介護予防短期入所 生活介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(老健)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(病院等)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防短期入所 療養介護(介護医療 院)	給付費	0	0	0	0
	日数	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0
介護予防福祉用具 貸与	給付費	2,763	3,325	3,325	3,325
	人数	32	39	39	39
特定介護予防福祉 用具購入費	給付費	462	462	462	930
	人数	3	3	3	6
介護予防住宅改修	給付費	1,526	1,526	1,526	2,679
	人数	4	4	4	7
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	729	730	730	730
	人数	1	1	1	1

(給付費：千円、回数：回、人数：人)

			令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費		0	0	0	0
	回数		0.0	0.0	0.0	0.0
	人数		0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費		0	0	0	0
	人数		0	0	0	0
介護予防支援	給付費		1,815	1,925	2,035	2,483
	人数		33	35	37	45
予防給付費計→(Ⅱ)			13,914	14,795	15,405	17,010

総給付費(合計) →(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	592,220	616,167	639,015	850,534
--------------------------	---------	---------	---------	---------

③標準給付費の推計

介護給付費及び予防給付費の合計（総給付費）に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合わせた標準給付費を試算すると、次のとおりになります。なお、総給付費は、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を勘案した費用となっています。

■標準給付費推計

（単位：円）

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
総給付費	592,220,000	616,167,000	639,015,000	1,847,402,000
特定入所者介護サービス 費等給付額	10,932,218	11,298,119	11,650,184	33,880,521
高額介護サービス費等給 付額	11,570,170	11,960,082	12,332,738	35,862,990
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	2,089,293	2,151,972	2,151,972	6,393,237
算定対象審査支払 手数料	651,486	671,022	691,152	2,013,660
合 計【標準給付費】	617,463,167	642,248,195	665,841,046	1,925,552,408

④地域支援事業費の推計

■地域支援事業費推計

（単位：円）

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
介護予防・日常生活支援 総合事業費	11,881,000	12,647,000	13,489,000	38,017,000
包括的支援事業・任意事 業費	14,298,000	15,217,000	15,638,000	45,153,000
包括的支援事業 (社会保障充実分)	5,817,000	5,993,000	6,169,000	17,979,000
地域支援事業費	31,996,000	33,857,000	35,296,000	101,149,000

2 保険料の算定

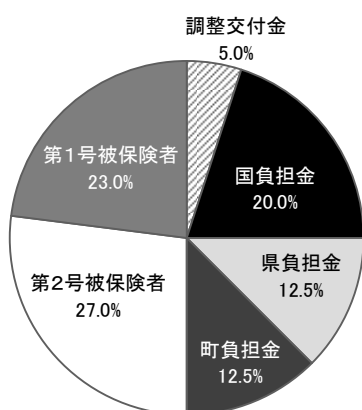
(1)介護保険の財源

①介護保険給付費の財源

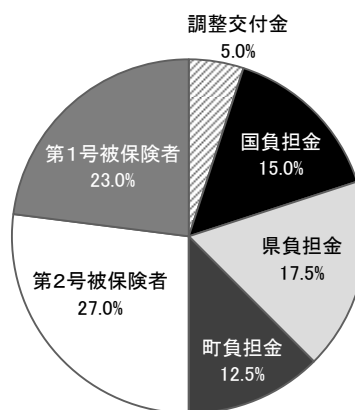
介護保険サービスの標準給付費に係る費用は、半分は国、県、町よる公費で賄い、半分は第1号被保険者、第2号被保険者の納める保険料によって賄われています。

なお、介護（予防）給付費のうち、居宅サービスに係る居宅等給付費については、公費分50.0%を国20.0%、県12.5%、町12.5%、調整交付金5.0%、施設サービスに係る施設等給付費については、公費分50.0%を国15.0%、県17.5%、町12.5%、調整交付金5.0%の割合で負担しています。

■居宅等給付費の財源構成



■施設等給付費の財源構成



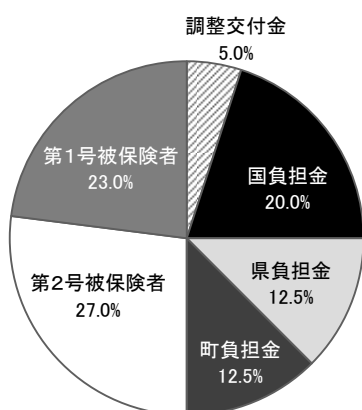
※調整交付金とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって、調整交付金が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

②地域支援事業費の財源

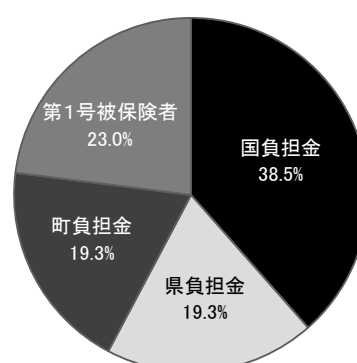
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）のうち介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、介護給付費と同じく50%が国、県、町よる公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。

包括的支援事業と任意事業の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国、県、町よる公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

■介護予防・日常生活支援総合事業費の財源構成



■包括的支援事業・任意事業費の財源構成



(2)被保険者の段階

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。

高齢化による保険料負担が急増する中、第9期保険料算出にあたっては、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな保険料賦課を図る観点から、低所得者への公費投入等の負担軽減措置を図るといった方法を取ります。

所得段階			所得等の条件	基準額に対する割合
軽減	第1段階	世帯全員が住民税非課税	生活保護者、老齢福祉年金受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455
	第2段階		課税年金収入と合計所得額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685
	第3段階		課税年金収入と合計所得額の合計が120万円超	基準額×0.69
	第4段階	世帯の中に住民税課税者・本人非課税	課税年金収入と合計所得額の合計が80万円以下	基準額×0.90
基準額	第5段階	本人が住民税課税	課税年金収入と合計所得額の合計が80万円超	基準額
割増	第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額120万円未満	基準額×1.20
	第7段階		合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.30
	第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.50
	第9段階		合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.70
	第10段階		合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.90
	第11段階		合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.10
	第12段階		合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.30
	第13段階		合計所得金額720万円以上	基準額×2.40

(3)保険料の計算

保険料収納必要額の見込みから、保険料段階を踏まえて算定した第9期の保険料は次のとおりです。

	第9期計画期間の金額等
①標準給付費見込額 介護保険サービス等の利用に伴う費用額 ※総給付費＋特定入所者介護サービス費等給付額＋高額介護サービス費等給付額＋高額医療 合算介護サービス費等給付額＋算定対象審査支払手数料	1,925,552,408 円
②地域支援事業費 介護予防・日常生活支援総合事業費＋包括的支援事業・任意事業費＋包括的支援事業＋ (社会保障充実分)	101,149,000 円
③第1号被保険者負担分 【計算式】(①＋②)×23%	466,141,324 円
④調整交付金相当額 仮に調整交付金(後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得分布状況による市町村 間の保険料基準額の格差を是正するために国から交付される交付金)の交付がな かった場合、第1号被保険者が負担する費用として見込むべき額	98,178,470 円
⑤調整交付金見込額 後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得分布状況による市町村間の保険料基準額 の格差を是正するために国から交付される交付金	0 円
⑥介護給付費準備基金取崩額 前回計画中に発生した余剰金を積み立てた介護給付費準備基金を取り崩し、歳入と して繰り入れる額	0 円
⑦財政安定化基金拠出見込額 介護給付の急激な増加等に備えて、国、都道府県、市町村が各々3分の1ずつ拠出 するもの	0 円
⑧財政安定化基金償還金 前回計画中に貸付けを受けた財政安定化基金への償還金	0 円
⑨保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するための交付金	6,000,000 円
⑩保険料収納必要額 【計算式】③＋④－⑤－⑥＋⑦＋⑧－⑨	558,319,794 円
⑪保険料予定収納率 介護保険料を納める人の割合	99.50 %
⑫所得段階別加入割合補正後被保険者数 第1号被保険者全員が基準月額を納める第1号被保険者であるとして換算した見込 みの人数 【計算式】各所得段階別見込み人数×各所得段階別保険料率	7,553 人
⑬保険料・年額 【計算式】⑩÷⑪÷⑫	74,400 円
⑭保険料・月額(基準月額) 【計算式】⑬÷12か月	6,200 円

※端数処理により、計算に不一致が生じている箇所があります。

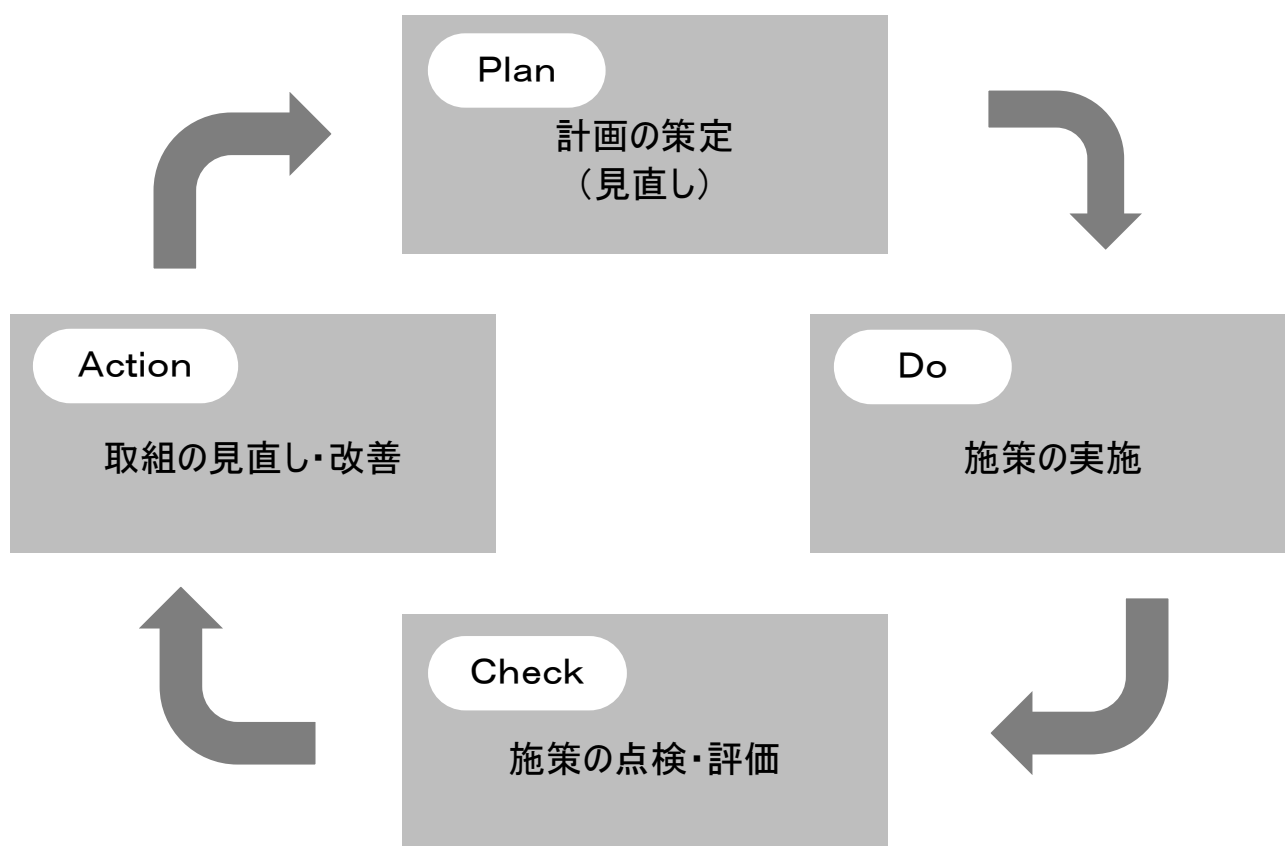
第6章 計画の推進体制

1 PDCAサイクルの推進

本計画は、高齢者の地域生活を支援し、健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、包括的な支援に取り組む方針を示しています。

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向け関係各課との連携を図り、施策の進捗状況について実績評価・確認を行います。その結果を今後の活動につなげていくことができるよう、PDCAサイクルを活用した評価体制を確立します。

また、本計画の推進、進捗管理や見直しを行うため、介護・保健・医療等の関係機関と連携し、効果的な推進に努めます。



資料編

1 策定経過

実施日	会議名	会議内容
令和5年8月3日	第1回ワーキンググループ	・計画策定の流れ ・坂祝町の現状について ・アンケート結果について ・現行計画の指標結果について ・計画の構成案について ・ワーキンググループの進め方について
令和5年8月30日	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・委員長選出 ・第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について
令和5年9月7日	第2回ワーキンググループ	・健康づくり介護予防について（認知症予防）
令和5年9月27日	第3回ワーキンググループ	・地域生活支援について
令和5年10月18日	第4回ワーキンググループ	・複合的課題について
令和5年11月15日	第2回策定委員会	・委員長あいさつ ・第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ・被保険者の段階について ・介護報酬改定に向けた地域区分の特例適用について
令和5年12月13日	第5回ワーキンググループ	・第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について
令和6年1月12日 ～令和6年2月2日	パブリックコメントの実施	
令和6年2月14日	第3回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・第9期坂祝町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画案）について

2 第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 坂祝町が行う介護保険事業の円滑な実施を図るため介護保険事業計画を作成すること、及び総合的な高齢者保健福祉施策の方向性を示し、地域における福祉全般にわたる福祉サービスの供給体制の確保に関する計画を策定するため、坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、14人以内をもって構成し、関係機関、団体、学識経験者及び公募により応募のあった者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会を円滑に運営するため、委員の中から委員長を互選する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会は、その必要に応じワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに属すべきグループ員は、町職員及びその他適当と認める者の中から町長が委嘱する。

3 ワーキンググループは、グループ員の互選によりグループ長を選出し、グループ長は、グループの運営を行う。

(ワーキンググループ会議)

第7条 ワーキンググループは、計画の素案を作成し、委員会に提出する。

2 ワーキンググループは、素案作成のために次の各号の業務を行う。

(1) 現行計画の検証

(2) 住民意向調査の実施・検証

(3) その他素案作成のための調査・研究

(事務局)

第8条 委員会及びワーキンググループの事務は、福祉課において行う。

(その他)

第9条 その他必要な事項は、町長と委員長が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3 第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定委員名簿

(敬称略)

番号	役 職 名	氏名
1	坂祝町議会議員	松田 賢治
2	坂祝町民生委員児童委員協議会 会長	浦田 伸司
3	坂祝町社会福祉協議会 事務局長	松田 正吾
4	坂祝町シルバー人材センター 理事長	浮中 敏雄
5	小林クリニック 医院長	小林 裕志
6	さわやかナーシングさかほぎ さわやか日本ライン 施設長	山田 昌邦
7	坂祝町シニアクラブ連合会 会長	小寺 忠
8	ボランティア団体	鈴木 宮信
9	ボランティア団体	長谷川 清子
10	公募	山田 勝彦
11	公募	新井谷 正代
12	公募	林 正宏
13	介護者の集い参加者	岸 貴志江
14	介護者の集い参加者	小栗 かおる

4 第9期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画ワーキンググループ会議名簿

(敬称略)

番号	事業所・団体名
1	さわやか日本ライン
2	さわやかナーシングさかほぎ
3	さわやかグループホームさかほぎ
4	デイサービスあずさ坂祝
5	あずさ居宅介護支援事業所
6	愛の家グループホームさかほぎ
7	デイサービス 楽・笑
8	訪問介護ステーション 楽・笑
9	訪問看護ステーションすかい
10	デイケアセンター大地
11	坂祝生楽館
12	坂祝町社会福祉協議会事務局
13	坂祝町デイサービスセンター
14	坂祝町居宅介護支援事業所
15	坂祝町社協指定訪問介護事業所
16	坂祝町 保健センター
17	坂祝町地域包括支援センター
18	坂祝町 福祉課 介護保険係

第 9 期坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行：坂祝町

編集：坂祝町 福祉課

住所：〒505-8501

岐阜県加茂郡坂祝町取組 46-18

T E L : 0574-26-7111 (代表)

T E L : 0574-66-2406 (直通)

F A X : 0574-27-1808

発行年月：令和 6 年 3 月
